

平成十五年三月十一日受領
答弁 第二一九号

内閣衆質一五五第二九号

平成十五年三月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔 殿

衆議院議員原陽子君提出独立行政法人水資源機構に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員原陽子君提出独立行政法人水資源機構に関する質問に対する答弁書

1について

独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）の業務運営の効率化については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条第一項により主務大臣が指示する目標（以下「中期目標」という。）に基づいて同法第三十条第一項により水資源機構が作成する当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）において定められる「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」を実現することによりその具体化が図られることとなる。その際、独立行政法人評価委員会において各事業年度及び中期目標の期間に係る業務運営の効率化等の業務の実績に関して評価を行うことにより、その実効性が確保されることとなると考えている。また、業務運営の効率化による具体的な費用削減の内容については、中期計画が具体化される中で明らかになっていくものと考えている。

なお、平成十五年度政府予算案を基に水資源開発公団（以下「公団」という。）が算出した公団及び水資源機構に係る事業費（一般勘定に係るものに限る。）は、約三千百六十億円であり、平成十四年度とほぼ同額となっている。

2について

国家公務員及び特殊法人の職員の再就職後の状況は、公務を離れた個人に関する情報であり、一般に政府が把握すべき立場にないことから、お尋ねの事項すべてについてお答えすることは困難である。

なお、国家公務員を指定職以上で退職した者のうち公団の役員に就いているものの状況については、「特殊法人のディスクロージャーについて」（平成七年十二月十九日閣議決定）に基づき、既に公表されているところであり、その役職名及びそれぞれの平均在職期間の平成十四年十二月三十一日現在の状況（以下「現況」という。）は、別表第一のとおりである。また、公団の退職者で株式会社水の友（現在の株式会社アクアテルス）の役員に就いているものの状況については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成十三年十二月十九日閣議決定）及び「公務員制度改革大綱」（平成十三年十二月二十五日閣議決定）に基づき、既に公表されているところであり、その役職名及びそれぞれの平均在職期間の現況は、別表第二のとおりである。

国家公務員の公団への再就職及び公団の職員の民間企業等への再就職は、現在も、それぞれの職員の能力等に基づいて適正に行われているものと考えており、このことは、公団が水資源機構に移行した後にお

いても同様であると考えている。

3の(一)及び(二)について

公団が実施している九のダム建設事業について、現時点において、「特殊法人等整理合理化計画」において示された「利水者が負担金を前払いする方式」の導入が決定された事業はなく、したがって、お尋ねの「前払い方式の導入の仕方」についても決まっていないと承知している。今後、同計画において「コスト意識を高める観点から、新たに利水者が負担金を前払いする方式を導入し、可能な限りその活用に努める」こととされていることを踏まえ、同方式の導入に関して、その導入の時期を含めて、公団がダム建設事業に参加する利水者と共に検討することとなることと承知している。

3の(三)について

公団の事業には、地方公共団体、利水者等の多数の関係者が費用負担を前提として主体的に参加しており、公団がそれらの間の複雑な利害調整や合意形成を行うことによつて、一元的かつ効率的な事業の実施が可能となるものと考えている。公団が水資源機構に移行した後においても基本的にこの仕組みは変わらないものの、主務大臣の関与縮減に伴う組織運営上の裁量及び自律性の拡大、独立行政法人評価委員会に

よる業務運営の効率化等の業務の実績に関する評価等により、従来にも増して事業の効率的な執行及び透明性が確保されるものと考えている。

3の(四)について

主務大臣の関与縮減に伴う組織運営上の裁量及び自律性の拡大、独立行政法人評価委員会による業務運営の効率化等の業務の実績に関する評価等を指している。

4の(一)について

「木曾川水系における水資源開発基本計画」(平成五年三月二十六日閣議決定。以下「基本計画」という。)の策定に当たっては、岐阜県内の木曾川水系に水道用水の供給を依存する地域全体についての水道用水の需要予測を行ったものであり、お尋ねの十四市町の水道事業ごとの個々の需要予測は行っていない。

岐阜県を通じて調査したところ、徳山ダムが完成した場合のお尋ねの十四市町それぞれの利水予定量は、現時点においてはいずれの市町においても未定であり、したがって、十四市町それぞれの利水予定量の根拠となる資料も存在しないとのことであった。

お尋ねの十四市町の水道事業における平成十三年度の水需要実績及びその水源は、別表第三のとおりで

ある。

基本計画の策定に当たって、徳山ダムから工業用水の供給を受けることを予定されている地域の工業用水の水需要予測について、岐阜県から説明を受けたことを示す記録は残されていない。

4の(二)について

基本計画は、水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）に基づき、木曾川水系における平成十二年度までを目途とする水の用途別の需要の見通し及び供給の目標、この供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項等を定めたものである。

一方、平成六年に岐阜県が策定した「岐阜県水資源長期需給計画」（以下「県計画」という。）は、同年に策定された「岐阜県第五次総合計画」と整合をとりながら、平成二十二年を目標年次として、岐阜県内の水需要と水資源の開発可能性を予測して、岐阜県全域の水需給の見通しと課題を示したものである。

基本計画において供給の目標を達成するため必要な施設とされた水資源開発施設は、県計画において平成二十二年における水の供給量を確保するための施設の一部として位置付けられている。

4の(三)について

国土交通省においては、「渇水」について、河川の管理を行うに当たり、降雨が少ないこと等により河川の流量が減少し、河川からの取水を平常どおり継続するとダム貯水の枯渇すると想定される場合等に、取水量を減ずるいわゆる取水制限を行う等、利水者が平常時と同様の取水を行うことができない状態を指すものとして使用している。

また、平成十四年十一月二十七日付けで原陽子衆議院議員に提出した「木曾川水系における取水制限の状況」（以下「取水制限に関する提出資料」という。）において記載したお尋ねの「四十七回の取水制限」は、ダムごとに区分して示したものであり、期間が重複するものを一回の渇水として数えると合計二十九回となることから、通常、木曾川水系の渇水について、過去三十年間に約三十回の渇水が発生したとの表現を用いているものである。

4の(四)について

お尋ねの「揖斐川での取水制限四回」とは、取水制限に関する提出資料中の揖斐川における四回の取水制限のことを指すものと思われるが、4の(三)について述べたとおり、これらはいずれも渇水の状態にあったものと考えている。

岐阜県によれば、揖斐川における個別の取水制限に伴う「農業被害額」は不明であるとのことである。

なお、農業用水の取水制限による農作物被害の発生を防ぐため、土地改良区、個々の農家等において、渇水情報の周知徹底、地区ごとに順次給水する輪番かんがいの実施等の取組が行われており、農業用水の取水制限が必ずしも農作物被害につながるものではない。

4の(五)について

お尋ねの取水制限について被害状況の調査を行ったところ、水道用水、工業用水及び農業用水の取水制限に伴う被害状況は、それぞれ別表第四から別表第六までのとおりである。

4の(六)について

木曾川水系においては、基本計画を踏まえ、従来から水資源の総合的な開発を図るとともに、ダム等を水源として取水することが可能となる水量（以下「開発水量」という。）の利水者間の転用を含め利用の合理化に努めることとしているところである。

御指摘の「東から西へ渇水対策のために相互融通する」との趣旨が必ずしも明らかではないが、これまでに、木曾川水系においては、岩屋ダムによる開発水量のうち、岐阜県の工業用水毎秒〇・八立方メートル

ルを同県の水道用水として、三重県の工業用水毎秒二立方メートルを愛知県地域の水道用水として、また、長良川河口堰せきによる開発水量のうち、三重県の工業用水毎秒二立方メートルを愛知県の工業用水として、それぞれ転用した実績があり、今後とも、基本計画の趣旨を踏まえ、水資源の利用の合理化に努めることとしている。

4の(七)について

御指摘の「緊急な渇水対策」の趣旨が必ずしも明らかではないが、揖斐川から木曾川への導水については、利水者である関係縣市等の意見を踏まえて検討してまいりたい。

4の(八)について

木曾川水系における渇水時の緊急対策としては、関係利水者、河川管理者等により構成される木曾川水系緊急水利調整協議会において調整を行い、一時的な水融通を実施してきており、4の(六)について述べたとおり、今後とも、基本計画の趣旨を踏まえ、水資源の利用の合理化に努めることとしている。

4の(九)について

御指摘の「二十五市町村」とは、「揖斐川流域住民の生命と生活を守る市町村連合」(以下「市町村連

合」という。)に参加している大垣市等の二十五の市町村(以下「二十五市町村」という。)のことを指すものと思われるが、徳山ダム建設事業の推進については、二十五市町村の他に、利水者である岐阜県及び愛知県から要望がなされている。

また、関係地方公共団体等で構成される「岐阜県木曾三川改修工事促進期成同盟会」、「岐阜県水防協会」、「岐阜県河川協会」及び「木曾三川下流改修工事促進期成同盟会」からも要望がなされている。

5の(一)について

二十五市町村が参加する市町村連合は、揖斐川流域全体の治水安全度の向上を図るために「揖斐川改修、徳山ダム建設、横山ダム再開発等の促進を、強力かつ積極的に推進する」ことを目的としており、このような目的に沿って、二十五市町村から徳山ダム建設事業の推進についての要望がなされているものと認識している。

また、徳山ダムは、揖斐川において百年に一回発生する規模の洪水(以下「計画規模の洪水」という。)を安全に流下させるため、その洪水調節により、下流河川の水位の低下を図るものであるところ、計画規模の洪水のピーク時に揖斐川の基準地点である万石(以下「万石地点」という。)において最大約一・四

メートルの水位を低下させるという治水効果を有するものと試算している。過去に起きた洪水について同様に計算すると、例えば、昭和五十年八月に発生した洪水では約〇・五メートル、平成十年十月に発生した洪水では約〇・六メートル、それぞれ水位を低下させる効果があったものと試算している。

なお、徳山ダムによる洪水調節が行われた場合に過去に起きた洪水による被害をどの程度減ずる効果があったものと考えられるかについては、一般的にダムの治水効果を示すに当たってこのような試算は必ずしも必要な事項とはされていないこと、洪水のあった時点における揖斐川の本川及び支川、流域等の状況が必ずしも明らかではないこと等により、その試算は行っていない。

5の(二)及び(三)について

5の(一)について述べたとおり、御指摘の町村については、市町村連合の目的に沿って、徳山ダム建設事業の推進についての要望がなされているものと聴いている。

5の(四)について

お尋ねは、平成十四年十一月二十七日付けで原陽子衆議院議員に提出した「十二回の大きな洪水と被害のあった地域」(以下「洪水と被害に関する提出資料」という。)に関するものと思われるが、洪水と被

害に関する提出資料中のお尋ねの「昭和三十四年八月に起きた二名の死者・行方不明の被害」の部分は、昭和四十年に岐阜県が作成した「昭和三十四・三十五・三十六年連年災害復興誌」（以下「連年災害復興誌」という。）に基づき作成したものであるところ、連年災害復興誌においては、「不破郡垂井町岩手菩提堤で一名が菩提川に転落、行方不明となり捜索に当たった（八・十三死体発見）」、「養老郡上石津村和田地内の牧田川で、増水のため仮橋とともに流された行方不明者一名の捜索に当たった」と記載されている。

また、連年災害復興誌によれば、お尋ねの被害のあった市町村ごとの被害状況は、別表第七のとおりである。

5の(五)について

お尋ねは、洪水と被害に関する提出資料に関するものと思われるが、洪水と被害に関する提出資料中のお尋ねの「昭和三十四年九月に起きた二十九名の死者・行方不明の被害」の部分は、連年災害復興誌に基づき作成したものであるところ、連年災害復興誌においては、海津町において二名の死者及び三名の行方不明、南濃町において一名の死者及び一名の行方不明、養老町において一名の死者、上石津村において二

名の死者、輪之内町において一名の死者、春日村において一名の死者及び一名の行方不明、久瀬村において一名の死者、坂内村において二名の死者及び十一名の行方不明、本巢村において一名の死者並びに巢南村において一名の死者である旨が記載されているが、これらの原因については記載されていない。

また、連年災害復興誌によれば、お尋ねの被害のあった市町村ごとの被害状況は、別表第八のとおりである。

5の(六)について

お尋ねは、洪水と被害に関する提出資料に関するものと思われるが、洪水と被害に関する提出資料中のお尋ねの「昭和三十五年八月に岐阜県下で起きたとされる洪水」の際の被害状況の部分は、連年災害復興誌に基づき作成したものであるところ、お尋ねの「死者・行方不明者や浸水家屋数、場所などが記録されていない」理由は、連年災害復興誌に当該事項に関する記載がないためである。

5の(七)について

お尋ねは、洪水と被害に関する提出資料に関するものと思われるが、洪水と被害に関する提出資料中のお尋ねの「昭和三十六年九月に起きた一名の死者・行方不明の被害」の部分は、連年災害復興誌に基づき

作成したものであるところ、連年災害復興誌においては、大垣市において一名の死者である旨が記載されているが、その原因については記載されていない。

また、連年災害復興誌によれば、お尋ねの被害のあった市町村ごとの被害状況は、別表第九のとおりである。

5の(八)について

お尋ねは、洪水と被害に関する提出資料に関するものと思われるが、洪水と被害に関する提出資料中のお尋ねの「昭和四十年九月に起きた一名の死者・行方不明の被害」の部分は、平成五年に岐阜県及び岐阜地方気象台が作成した「岐阜県災異誌」（以下「災異誌」という。）に基づき作成したものであるところ、災異誌においては、県下で一名の死者・行方不明である旨が記載されている。

お尋ねの「どの町のどのような場所で、どのような原因で発生したどのような被害か」については、昭和四十一年に岐阜県が作成した「昭和四十年消防防災年報」においては、徳山村において「徳山小学校の裏手の山に土砂崩れが起り同小学校が押し潰された」ことにより一名が死亡した旨が記載されている。

また、お尋ねの「被害があった自治体名が記録されていない」理由は、災異誌に当該事項に関する記載

がないためである。

なお、「被害実態がわからないまま、徳山ダムの治水機能に何を期待するのか」との趣旨が必ずしも明らかではないが、徳山ダムの治水効果は、5の(一)について述べたとおりである。

5の(九)について

お尋ねは、洪水と被害に関する提出資料に関するものと思われるが、洪水と被害に関する提出資料中のお尋ねの「昭和四十七年九月に起きた一名の死者・行方不明の被害」の部分は、災異誌に基づき作成したものであるところ、災異誌においては、県下で一名の死者・行方不明である旨が記載されている。

お尋ねの「どの町のどのような場所で、どのような原因で発生したどのような被害か」については、昭和四十八年に岐阜県が作成した「昭和四十七年消防防災年報」においては、「加茂郡白川町において死者一人」と記載されているが、その原因については記載されていない。

また、お尋ねの「被害があった自治体名が記録されていない」理由は、災異誌に当該事項に関する記載がないためである。

なお、「被害実態がわからないまま、徳山ダムの治水機能に何を期待するのか」との趣旨が必ずしも

明らかではないが、徳山ダムの治水効果は、5の(一)について述べたとおりである。

5の(十)について

お尋ねは、洪水と被害に関する提出資料に関するものと思われるが、洪水と被害に関する提出資料中のお尋ねの「昭和五十年八月に起きた洪水」の際の被害状況の部分は、災異誌に基づき作成したものであるところ、お尋ねの「被害があつた自治体名が記録されていない」理由は、災異誌に当該事項に関する記載がないためである。

なお、「被害実態がわからないまま、徳山ダムの治水機能に何を期待するのか」との趣旨が必ずしも明らかではないが、徳山ダムの治水効果は、5の(一)について述べたとおりである。

5の(十一)について

お尋ねは、洪水と被害に関する提出資料に関するものと思われるが、洪水と被害に関する提出資料中のお尋ねの「昭和五十一年九月に起きた一名の死者・行方不明の被害」の部分は、昭和五十三年に建設省中部地方建設局木曾川上流工事事務所が作成した「昭和五十一年九・十二豪雨被害状況調査資料」に基づき作成したものであるところ、同資料においては、安八町において一名の死者である旨が記載されている。

お尋ねの「どのような原因で発生したどのような被害か」については、昭和五十二年に岐阜県が作成した「昭和五十一年九・十二豪雨災害誌」においては、当該被害については、「安八町では増水により危険となった長良川の堤防補強のため水防協力中の地元区長が決壊とともに濁流にさらわれ」と記載されている。

また、昭和五十三年に建設省河川局が作成した「昭和五十一年水害統計」（以下「昭和五十一年水害統計」という。）によれば、お尋ねの被害のあった市町村ごとの被害状況は、別表第十のとおりである。

5の（十二）について

お尋ねは、洪水と被害に関する提出資料に関するものと思われるが、洪水と被害に関する提出資料中のお尋ねの「平成元年九月に起きた一名の死者・行方不明の被害」の部分は、平成二年に岐阜県が作成した「平成元年九・七豪雨災害九・二十豪雨災害（台風二十二号）災害誌」に基づき作成したものであるところ、同資料においては、根尾村において一名の死者である旨が記載されているが、その原因については記載されていない。

5の（十三）について

お尋ねは、洪水と被害に関する提出資料に関するものと思われるが、洪水と被害に関する提出資料中の

お尋ねの「平成二年九月に起きた一名の死者・行方不明の被害」の部分は、災異誌に基づき作成したものであるところ、災異誌においては、県下で一名の死者・行方不明である旨が記載されている。

お尋ねの「どの町のどのような場所で、どのような原因で発生したどのような被害か」については、平成三年に岐阜県が作成した「平成二年消防防災年報」においては、岐阜市において死者が一名である旨が記載されているが、その原因については記載されていない。

また、平成四年に建設省河川局が作成した「平成二年水害統計」によれば、お尋ねの被害のあった市町村ごとの被害状況は、別表第十一のとおりである。

5の(十四)について

お尋ねは、洪水と被害に関する提出資料に関するものと思われるが、洪水と被害に関する提出資料中のお尋ねの「平成十年十月に起きたとされる洪水により唯一被害を受けた公共土木施設」の部分は、平成十二年に建設省河川局が作成した「平成十年水害統計」に基づき作成したものであるところ、同資料においては、その原因については記載されておらず、また、お尋ねの被害のあった町村ごとの被害状況は、別表第十二のとおりである。

5の(十五)について

お尋ねは、洪水と被害に関する提出資料に関するものと思われるが、洪水と被害に関する提出資料中のお尋ねの「平成十四年七月に起きたとされる自治体での被害状況」の部分は、平成十四年七月十六日に国土交通省中部地方整備局が作成した「台風六号に関する状況報告」に基づき作成したものであるところ、同資料によれば、お尋ねの被害のあった市町村ごとの被害状況は、別表第十三のとおりである。

5の(十六)について

お尋ねの「昭和五十一年九月の豪雨」の際の「浸水の水位と面積」については、平成三年に建設省河川局が作成した「全国浸水実績図」〔Ⅱ〕北陸・中部・近畿編〕によれば、大垣市上面地先の湛水深は一・二三メートルとなっており、また、昭和五十一年に大垣市が作成した「大垣市九・十二豪雨災害概況図」によれば、大垣市において浸水が確認された地域の総面積は約四千九百ヘクタールとなっている。

当該豪雨の際の万石地点の水位を警戒水位を超えた期間について時間ごとに示すと、別表第十四のとおりであり、また、当該豪雨の際に徳山ダムによる洪水調節が行われたと仮定した場合の万石地点の水位を試算すると、別表第十五のとおりである。

当該豪雨の際に、「仮に徳山ダムが存在したら」大垣市域における「浸水の水位と面積はどの程度縮小された」かについては、5の(一)について述べたとおり、試算を行っていない。

「その後の排水施設の整備により当時と同じ状況であれば、一部地域（大垣市荒崎地区のような）を除いて浸水被害はないという説明を受けている者が居る」との御指摘については、国土交通省がそのような説明を行った事実はないが、大垣市の治水対策を行う上で、排水施設の整備だけで浸水被害を完全に防ぐことは困難であり、揖斐川本川及び支川の河川改修を進めるとともに、徳山ダムの建設により揖斐川本川及び支川の水位を低下させ、揖斐川全体についての治水安全度の向上を図ることが必要不可欠であると考えている。

5の(十七)について

御指摘の「昭和五十一年九月の豪雨」の際に安八町及び墨俣町で発生した被害については、昭和五十一年水害統計においては、「水害原因」として破堤である旨が記載されており、長良川の堤防の決壊が原因であったと考えられる。

5の(十八)について

平成十四年七月の台風第六号に伴う降雨の実績値に基づいて、その時点において想定される徳山ダムの貯水量を踏まえ、徳山ダムの洪水調節による洪水のピーク時における揖斐川の水位の低下の効果を計算すると、万石地点において約〇・四三メートルと試算される。

なお、徳山ダムについて、計画規模の洪水について同様の効果を計算すると、5の(一)について述べたとおり、万石地点において最大約一・四メートルの水位が低下すると試算していることから、御指摘のとおり「最大一メートル四十センチの揖斐川の水位を下げられる」と答弁したものである。

5の(十九)について

5の(十八)について述べたとおり、徳山ダムが完成していれば、その洪水調節により揖斐川本川での洪水のピーク時における水位を低下させる効果があったものと考えており、これに伴い揖斐川の支川である牧田川、杭瀬川、大谷川等においても水位が低下したものと考えられる。

大谷川右岸の洗堰(以下「洗堰」という。)は、その近傍の堤防より約一・二メートル低いことから、右に述べたような水位の低下により、越流が完全に防止されるものではないが、越流する水量の減少には効果があったものと考えている。

5の(二十)について

御指摘の趣旨が必ずしも明らかではないが、揖斐川の支川である相川、大谷川等の岐阜県が管理する区間については、岐阜県において上下流の治水安全度のバランスを考慮しながら昭和三十一年度には中小河川改修事業として河川改修に着手し順次実施してきているところ、当該区間の堤防の補強、洗堰のかさ上げ等の事業については、岐阜県において、洗堰のかさ上げまでを実施する第一期計画及び洗堰を解消する第二期計画を示し、地域の合意形成を図りながら、区間内の均衡が保たれた治水対策となるよう、段階的な河川改修の中に洗堰のかさ上げ等を位置付け、事業の推進に努めているところであると承知している。一方、徳山ダムの建設は、昭和四十年四月に建設大臣が策定した木曾川水系工事実施基本計画（以下「工事実施基本計画」という。）に基づき実施されているものであり、「洗堰問題の解決を「徳山ダム完成以降」に引き延ばしてきた」との御指摘は、当たらないものと考えている。

5の(二十一)について

「流域の豪雨による過去の被害実態と、徳山ダムによる防災効果にはズレがある」との御指摘の趣旨が必ずしも明らかではないが、揖斐川全体について治水安全度の向上を図るため、工事実施基本計画に基づ

き、徳山ダム等のダム建設と揖斐川の河川改修との適切な役割分担の下で、計画的な治水対策を実施することとしている。

したがって、「ダムを推進するだけで終始し、防災のための、より直接的かつ効率的な対策をおろそかにしてきたのではないか」との御指摘は当たらないと考えている。

5の(二十二)について

お尋ねの「危険区域の指定や警告、移転などの防災対策」が具体的に何を指すのかが必ずしも明らかではないが、揖斐川流域市町村では、次の対策が講じられていると承知している。

揖斐川町、大野町、池田町及び坂内村については急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条の急傾斜地崩壊危険区域内に、糸貫町については同区域に準ずる区域内に、それぞれ建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第三十九条の規定に基づき岐阜県知事が災害危険区域を指定している。

また、大垣市、南濃町、養老町、上石津町、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、谷汲村、大野町、池田町、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村、本巢町、糸貫町及び根尾村については、岐阜県が土砂災害危険区域図

を作成するとともに、当該市町村が同区域図を住民に配布し、防災意識の普及及び土石流等の情報の提供に努めている。

6の(一)について

小石原川ダムを利用して流水を水道の用に供することを予定している者（以下「利水参加予定者」という。）から平成十年度以降に行われた小石原川ダム建設事業の推進に関する要請の時期及び形式については、平成十四年十二月一日現在の状況を調査した限りでは、別表第十六のとおりである。

6の(二)について

利水参加予定者は、小石原川ダムを水源として、日量五万六千六百六十立方メートルの水道用水を新規に取水する予定であると承知している。また、工業用水及び農業用水については、小石原川ダムから新規に取水する予定はないと承知している。

6の(三)について

利水参加予定者の小石原川ダム建設事業に要する費用の負担額は現時点では決まっておらず、今後、公団において利水参加予定者の意見を聴くとともにその同意を得た上で確定されることとなるものと承知し

ている。

6の(四)及び(五)について

利水参加予定者の小石原川ダム建設事業に要する費用の負担の方法は現時点では決まっておらず、今後、公団において利水参加予定者と共に検討することとなると承知している。

6の(六)について

お尋ねの事項については、福岡県を通じて調査した限りでは、別表第十七のとおりである。また、お尋ねの水需要予測又は利水予定量の根拠となった資料等は、福岡県からの照会に対し利水参加予定者が回答した文書である。

6の(七)について

お尋ねの渴水の定義については、4の(三)について述べたものと同じである。また、過去三十年間に渴水に伴って利水参加予定者が実施した取水制限の状況については、平成十五年一月一日現在で調査した限りでは、別表第十八のとおりである。

7の(一)について

御指摘のとおり、長良川河口堰の未使用の工業用水については、愛知県が策定した「愛知2010計画（第七次愛知県地方計画）」及び三重県が策定した「水資源総合利用の基本方向」（以下「愛知県地方計画等」という。）を踏まえ、中部国際空港の開港や高速交通網の整備等による企業立地を含めた各県の産業振興に伴う工業用水需要量の増加や、現在地下水に依存している工業用水の水源の転換等の理由から、中部圏地域の将来の発展のために必要とされているものと考えている。

7の(二)について

お尋ねの中部国際空港における上水道使用量及び工業用水使用量は、中部国際空港株式会社によれば、上水道使用量については中部国際空港の開港直後の年度である平成十七年度において年間約百万立方メートルと予測しているとのことであり、工業用水については現在のところ使用は予定していないとのことである。

また、中部国際空港株式会社によれば、中部国際空港に水道用水を供給するために必要な施設等の事業費は、中部国際空港株式会社が負担しているとのことである。

7の(三)について

お尋ねの関西国際空港における上水道使用量及び工業用水使用量は、関西国際空港株式会社によれば、上水道使用量については平成十三年度実績で年間約百三十二万立方メートルであるとのことであり、工業用水については使用されていないとのことである。

また、関西国際空港に水道用水を供給している導水管等の工事費用の額は、工事を実施した泉佐野市によれば、総額で約三十九億円であり、このうち関西国際空港に水道用水を供給するために必要な施設の事業費である約十九億円は、関西国際空港株式会社が負担しているとのことである。

7の(四)について

平沼経済産業大臣は、愛知県地方計画等に記載されている第二東名高速道路、第二名神高速道路等の高速交通網を指して「高速交通網」と答弁したものである。

7の(五)について

お尋ねは、愛知県地方計画等の内容に関するものであるところ、企業立地の実現可能性については、一義的にはその策定主体である愛知県及び三重県が責任を持つものと考えている。

7の(六)について

お尋ねは、愛知県地方計画等の内容に関するものであるところ、その策定主体である愛知県及び三重県によれば、愛知県の尾張地域並びに三重県の北勢及び中勢地域であるとのことである。

7の(七)について

お尋ねは、愛知県地方計画等の内容に関するものであるところ、その策定主体である愛知県及び三重県によれば、「企業立地に伴う工業用水需要量」として、要因別の算出は行っていないとのことである。

7の(八)について

お尋ねは、愛知県地方計画等の内容に関するものであるところ、その策定主体である愛知県及び三重県によれば、中部国際空港の開港や高速道路網の整備等に伴う具体的な立地産業を想定して工業用水需要量を積み上げたものではないことから、「工業用水が必要な産業」について、その具体的な業種は特定できないとのことである。

7の(九)について

御指摘の「未利用だった料金」とは、長良川河口堰の建設負担金及び管理負担金のうち未使用の工業用水に係るものを指すと考えられるが、当該負担金を負担している愛知県及び三重県によれば、その負担分

については、基本的には、今後の需要動向に応じて工業用水道を整備した上でその利用者である企業が負担する工業用水料金から回収する考えであるとのことである。

別表第一 公団の役員に就いている者の役職名及びそれぞれの平均在職期間

役職名	平均在職期間
総裁	七年
副総裁	三年四か月
理事	一年十か月
監事	二年二か月

(注) 平均在職期間について一か月未満は、一か月とした。

別表第二 株式会社水の友の役員に就いている者の役職名及びそれぞれの平均在職期間

役職名	平均在職期間
取締役会長	七か月
代表取締役社長	七か月
代表取締役常務	七か月
取締役	二年七か月
監査役	七か月

(注) 平均在職期間について一か月未満は、一か月とした。

別表第三 14市町の水道事業における平成13年度の水需要実績及びその水源

	水需要実績 (万㎡)	水源
大垣市	2, 212	地下水
安八町	192	地下水
墨俣町	75	地下水
神戸町	319	地下水
輪之内町	130	地下水
揖斐川町	298	地下水
池田町	134	地下水
大野町	200	地下水
海津町	236	地下水
平田町	136	地下水
南濃町	230	地下水、表流水
垂井町	482	地下水、表流水
関ヶ原町	137	地下水、表流水
養老町	335	地下水、表流水

(注) 水需要実績は、各市町における上水道事業及び簡易水道事業における1年間の取水量実績の合計を1万立方メートル未満を四捨五入して記載している。

別表第四 木曾川水系における水道用水の取水制限に伴う被害状況

期間	河川名	水源とするダム名	最大取水制限率(%)	利用者名	被害、影響等
S. 48. 3. 26 ～ S48. 4. 16 (22日間)	木曾川	牧尾ダム	10	愛知県水道用水供給事業(愛知県) ※1	・広報活動を実施。
S. 48. 6. 16 ～ S. 48. 9. 10 (87日間)	木曾川	牧尾ダム	20	愛知県水道用水供給事業(愛知県) ※1	・広報活動を実施。
				瀬戸市	・最大12時間の断水を実施(S48. 8. 1～S48. 8. 26)し、約800世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
				半田市	・最大10%の減圧給水を実施(S48. 8. 1～S48. 8. 27)し、約19,000世帯に影響。 ・大口・公共制限を実施。
				常滑市	・減圧給水を実施(S48. 7. 18～S48. 8. 10)し、約1,400世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
S. 52. 7. 19 ～ S. 52. 8. 18 (31日間)	木曾川	牧尾ダム	10	東濃上水道用水供給事業(岐阜県) ※2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業(愛知県) ※3	・広報活動を実施。
				半田市	・最大10%の減圧給水を実施(S52. 8. 1～S52. 8. 22)し、約21,000世帯に影響。 ・大口・公共制限を実施。
S. 52. 11. 5 ～ S. 52. 11. 18 (14日間)	木曾川	牧尾ダム	5	東濃上水道用水供給事業(岐阜県) ※2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業(愛知県) ※3	・広報活動を実施。
S53. 6. 6 ～ S53. 6. 22 (17日間)	木曾川	牧尾ダム	10	東濃上水道用水供給事業(岐阜県) ※2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業(愛知県) ※3	・広報活動を実施。
S53. 8. 1 ～ S53. 9. 19 (19日間)	木曾川	牧尾ダム	10	東濃上水道用水供給事業(岐阜県) ※2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業(愛知県) ※3	・広報活動を実施。
S. 54. 6. 27 ～ S54. 6. 29 (3日間)	木曾川	牧尾ダム	5	東濃上水道用水供給事業(岐阜県) ※2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業(愛知県) ※3	・広報活動を実施。
S57. 7. 6 ～ S57. 8. 1 (27日間)	木曾川	牧尾ダム	20	東濃上水道用水供給事業(岐阜県) ※2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業(愛知県) ※3	・広報活動を実施。

				東海市	・最大20%の減圧給水を実施（\$57.7.13～\$57.7.28）し、約3,400世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
\$59.2.21 ～ \$59.4.3 (43日間)	木曾川	牧尾ダム	10	東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※4	・広報活動を実施。
\$59.6.1 ～ \$59.6.28 (28日間)	木曾川	牧尾ダム	15	東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※5	・広報活動を実施。
				東海市	・最大10%の減圧給水を実施（\$59.6.12～\$59.6.28）し、約50世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
\$59.8.13 ～ \$60.3.13 (213日間)	木曾川	牧尾ダム	15	東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※5	・広報活動を実施。
\$61.9.3 ～ \$62.1.26 (146日間)	木曾川	牧尾ダム	20	東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※2	・広報活動を実施。
				恵那市	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※5	・広報活動を実施。
				常滑市	・最大30%の減圧給水を実施（\$61.10.6～\$61.12.19）し、16,000世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
				東海市	・最大20%の減圧給水を実施（\$61.11.20～\$61.12.19）し、約3,400世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
				阿久比町	・広報活動及び大口・公共制限を実施。
				可茂上水道用水供給事業（岐阜県） ※6	・広報活動を実施。
				坂祝町及び高加町	・広報活動を実施。
				可兒市	・被害、影響等を記録した資料は保存されていない。
				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※7	・広報活動を実施。
				小牧市	・最大30%の減圧給水を実施（\$61.12.1～不明）。 ・広報活動を実施。
				岩倉市	・最大18%の減圧給水を実施（\$61.11.22～\$61.12.19）し、約7,800世帯に影響。 ・広報活動及び水源変更を実施。

S61.10.23 ～ S62.1.18 (89日間)	木曾川	岩屋ダム	20	清洲町	・最大10%の減圧給水を実施 (S61.11.20～S61.12.25) し、5,280世帯に影響。 ・大口・公共制限を実施。
				木曾川町	・最大16%の減圧給水を実施 (S61.11.20～S62.1.18) し、約7,400世帯に影響。 ・広報活動を実施。
				弥富町 (海部南部水道企業団)	・最大4.4%の減圧給水を実施 (S61.11.20～S62.1.18) し、40世帯に影響。 ・広報活動及び水源変更を実施。
				佐屋町 (海部南部水道企業団)	・最大4.4%の減圧給水を実施 (S61.11.20～S62.1.18) し、170世帯に影響。 ・広報活動及び水源変更を実施。
				立田村 (海部南部水道企業団)	・最大4.4%の減圧給水を実施 (S61.11.20～S62.1.18) し、約100世帯に影響。 ・広報活動及び水源変更を実施。
				名古屋市 ※8	・最大14%の減圧給水を実施 (S61.11.20～S61.12.18) し、27,840世帯に影響。 ・広報活動を実施。
				北中勢水道用水供給事業 (三重県) ※9	・広報活動を実施。
S62.7.14 ～ S62.7.16 (3日間)	木曾川	牧尾ダム	5	東濃上水道用水供給事業 (岐阜県) ※2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業 (愛知県) ※5	・広報活動を実施。
S62.8.12 ～ S63.3.17 (188日間)	木曾川	牧尾ダム	17	東濃上水道用水供給事業 (岐阜県) ※2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業 (愛知県) ※5	・広報活動を実施。
				東海市	・最大15%の減圧給水を実施 (S63.2.8～S63.3.17) し、約300世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
S63.2.26 ～ S63.3.16 (20日間)	木曾川	岩屋ダム	5	可茂上水道用水供給事業 (岐阜県) ※6	・広報活動を実施。
				可見市	・被害、影響等を記録した資料は保存されていない。
				愛知県水道用水供給事業 (愛知県) ※7	・広報活動を実施。
				名古屋市 ※8	・被害、影響等なし。
				北中勢水道用水供給事業 (三重県) ※9	・広報活動を実施。

H1.8.18 ～ H2.9.18 (32日間)	木曾川	牧尾ダム	10	東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※2	・広報活動を実施。	
				阿久比町	愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※5	・広報活動を実施。
					・広報活動を実施。	
H4.9.21 ～ H4.11.10 (51日間)	木曾川	牧尾ダム	10	東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※2	・広報活動を実施。	
				阿久比町	愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※5	・広報活動を実施。
					・広報活動を実施。	
H4.9.25 ～ H4.10.14 (22日間)	木曾川	岩屋ダム	5	可茂上水道用水供給事業（岐阜県） ※10	・広報活動を実施。	
				御嵩町	愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※7	・広報活動を実施。
					名古屋市 ※8	・被害、影響等なし。
				北中勢水道用水供給事業（三重県） ※9	・広報活動を実施。	
H5.6.4 ～ H5.8.28 (25日間)	木曾川	牧尾ダム	15	東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※2	・広報活動を実施。	
				阿久比町	愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※5	・広報活動を実施。
					・広報活動及び大口・公共制限を実施。	
H5.6.11 ～ H5.6.30 (20日間)	木曾川	岩屋ダム	10	可茂上水道用水供給事業（岐阜県） ※10	・広報活動を実施。	
				高加町及び御嵩町	愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※7	・広報活動を実施。
					名古屋市 ※8	・被害、影響等なし。
				北中勢水道用水供給事業（三重県） ※9	・広報活動を実施。	
				東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※2	・広報活動を実施。	

H6.8.1
～
H6.11.13
(166日間)

木曾川 牧尾ダム

35

多治見市	・最大35%の減圧給水を実施（H6.7.14～H6.8.31）し、30,821世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
中津川市	・止水栓2/3閉の減圧給水を実施（H6.8.1～H6.8.22）し、約3,000世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
瑞浪市	・減圧給水を実施（H6.8.14～H6.8.14）し、89世帯に影響。 ・広報活動を実施。
恵那市	・最大35%の減圧給水を実施（H6.7.15～H6.8.31）し、約100世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
土岐市	・断水を実施（H6.8.14～H6.8.31）し、55世帯に影響。 ・最大10%の減圧給水を実施（H6.8.14～H6.8.31）し、19,845世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限の実施並びに給水車の出動。
笠原町	・減圧給水を実施（H6.8.22～H6.8.31）し、10世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※5	
瀬戸市	・最大18時間の断水を実施（H6.8.18～H6.8.20）し、約40,000世帯に影響。 ・広報活動及び水源変更を実施。
半田市	・最大18時間の断水を実施（H6.8.18～H6.8.20）し、約38,000世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
春日井市	・最大12時間の断水を実施（H6.8.24～H6.8.30）し、18,206世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限の実施並びに給水車の出動。
刈谷市	・最大8時間の断水を実施（H6.8.18～H6.8.31）し、42,120世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
常滑市	・最大18時間の断水を実施（H6.8.17～H6.8.20）し、約15,300世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限の実施並びに給水車の出動。
東海市	・最大18時間の断水を実施（H6.8.17～H6.8.20）し、38,838世帯に影響。
大府市	・最大18時間の断水を実施（H6.8.18～H6.8.20）し、約25,400世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
知多市	・最大18時間の断水を実施（H6.8.17～H6.8.20）し、24,801世帯に影響。 ・広報活動を実施。
尾張旭市	・最大12時間の断水を実施（H6.8.22～H6.8.31）し、23,348世帯に影響。 ・広報活動、大口・公共制限及び水源変更を実施。
高浜市	・最大8時間の断水を実施（H6.7.14～H6.8.31）し、約13,000世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
阿久比町	・最大18時間の断水を実施（H6.8.17～H6.8.20）し、8,757世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
東浦町	・最大12時間の断水を実施（H6.8.21～H6.8.31）し、約12,000世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
南知多町	・最大18時間の断水を実施（H6.8.11～H6.8.19）し、約5,700世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限の実施並びに給水車の出動。

				美浜町	・最大18時間の断水を実施（H6.8.15～H6.8.31）し、7,868世帯に影響。 ・給水車出動。
				武豊町	・最大20時間の断水を実施（H6.8.17～H6.8.20）し、11,699世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
				豊明市（愛知中部水道企業団）	・最大12時間の断水を実施（H6.8.22～H6.8.31）し、21,220世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
				日進市（愛知中部水道企業団）	・最大12時間の断水を実施（H6.8.22～H6.8.31）し、17,880世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
				東郷町（愛知中部水道企業団）	・最大12時間の断水を実施（H6.8.22～H6.8.31）し、約9,800世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
				長久手町（愛知中部水道企業団）	・最大12時間の断水を実施（H6.8.22～H6.8.31）し、12,570世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
			可茂上水道用水供給事業（岐阜県） ※10		・広報活動を実施。
				可児市、坂祝町、富加町、御嵩町及び兼山町	・広報活動及び大口・公共制限を実施。
				美濃加茂市及び川辺町	・広報活動を実施。
			愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※7		・広報活動及び水源変更を実施。
				津島市	・最大15%の減圧給水を実施（H6.8.22～H6.9.30）し、21,007世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
				江南市	・最大0.2kg/cm ² 減の減圧給水を実施（H6.8.22～H6.8.31）し、約22,500世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
				小牧市	・減圧給水を実施（H6.7.11～不明）。 ・広報活動、大口・公共制限及び水源変更を実施。
				岩倉市	・最大17%の減圧給水を実施（H6.8.22～H6.8.31）し、約9,600世帯に影響。 ・広報活動、大口・公共制限及び水源変更を実施。
				春日町	・最大5%の減圧給水を実施（H6.7.12～H6.10.3）し、約2,600世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
				清洲町	・最大25%の減圧給水を実施（H6.8.1～H6.9.20）し、6,342世帯に影響。 ・広報活動を実施。
				木曾川町	・最大50%の減圧給水を実施（H6.9.1～H6.9.28）し、約9,000世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
				八開村	・最大10%の減圧給水を実施（H6.8.23～H6.11.16）し、1,303世帯に影響。 ・広報活動を実施。
				佐織町	・最大37.5%の減圧給水を実施（H6.8.10～H6.9.14）し、6,923世帯に影響。 ・広報活動を実施。
				稲沢市（稲沢中島広域事務組合）	・最大10%の減圧給水を実施（H6.8.22～H6.8.31）し、35,526世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。

H6.6.9 ~ H6.11.13 (158日間)	木曾川	岩屋ダム	35	祖父江町（船沢中島広域事務組合）	・最大10%の減圧給水を実施（H6.8.22～H6.8.31）し、7,356世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
				平和町（船沢中島広域事務組合）	・最大10%の減圧給水を実施（H6.8.22～H6.8.31）し、4,675世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
				豊山町（西春日井郡東部水道企業団）	・最大21%の減圧給水を実施（H6.6.19～H6.10.28）し、4,466世帯に影響。 ・広報活動を実施。
				師勝町（西春日井郡東部水道企業団）	・最大21%の減圧給水を実施（H6.6.19～H6.10.28）し、12,578世帯に影響。 ・広報活動を実施。
				西春町（西春日井郡東部水道企業団）	・最大21%の減圧給水を実施（H6.6.19～H6.10.28）し、11,337世帯に影響。 ・広報活動を実施。
				十四山村（海部南部水道企業団）	・最大15.5%の減圧給水を実施（H6.7.8～H6.11.13）し、1,726世帯に影響。 ・広報活動、大口・公共制限及び水源変更を実施。
				飛島村（海部南部水道企業団）	・最大15.5%の減圧給水を実施（H6.7.8～H6.11.13）し、1,756世帯に影響。 ・広報活動、大口・公共制限及び水源変更を実施。
				弥富町（海部南部水道企業団）	・最大15.5%の減圧給水を実施（H6.7.8～H6.11.13）し、12,378世帯に影響。 ・広報活動、大口・公共制限及び水源変更を実施。
				佐屋町（海部南部水道企業団）	・最大15.5%の減圧給水を実施（H6.7.8～H6.11.13）し、8,033世帯に影響。 ・広報活動、大口・公共制限及び水源変更を実施。
				立田村（海部南部水道企業団）	・最大15.5%の減圧給水を実施（H6.7.8～H6.11.13）し、2,208世帯に影響。 ・広報活動、大口・公共制限及び水源変更を実施。
				名古屋市 ※8	・最大12%の減圧給水を実施（H6.8.22～H6.8.31）し、74,668世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限の実施並びに給水車の出動。
				北中勢水道用水供給事業（三重県） ※9	・最大35%の送水制限を実施（H6.8.22～H6.8.31）し、8市町に影響。
				桑名市	・大口・公共制限を実施。
				鈴鹿市	・広報活動及び大口・公共制限を実施。
長島町	・最大45%の減圧給水を実施（H6.8.22～H6.8.31）し、4,467世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。				
木曾岬町	・最大37.5%の減圧給水を実施（H6.8.17～H6.9.20）し、1,867世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。				
朝日町	・減圧給水を実施（H6.7.18～H6.10.5）し、246世帯に影響。 ・広報活動、大口・公共制限及び水源変更を実施。				
川越町	・最大10%の減圧給水を実施（H6.10.7～H6.11.13）し、3,504世帯に影響。				
東濃水道用水供給事業（岐阜県） ※2	・広報活動を実施。				
愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※11	・広報活動及び水源変更を実施。				

H6.7.11
～
H6.11.13
(126日間)

木曾川 阿木川ダム

35

瀬戸市	・最大18時間の断水を実施（H6.8.18～H6.8.20）し、約40,000世帯に影響。 ・広報活動及び水源変更を実施。
半田市	・最大18時間の断水を実施（H6.8.18～H6.8.20）し、約38,000世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
春日井市	・最大12時間の断水を実施（H6.8.24～H6.8.30）し、18,206世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限の実施並びに給水車の出動。
刈谷市	・最大8時間の断水を実施（H6.8.18～H6.8.31）し、42,120世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
常滑市	・最大18時間の断水を実施（H6.8.17～H6.8.20）し、約15,300世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限の実施並びに給水車の出動。
東海市	・最大18時間の断水を実施（H6.8.17～H6.8.20）し、38,638世帯に影響。
大府市	・最大18時間の断水を実施（H6.8.18～H6.8.20）し、約25,400世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
知多市	・最大18時間の断水を実施（H6.8.17～H6.8.20）し、24,801世帯に影響。 ・広報活動を実施。
尾張旭市	・最大12時間の断水を実施（H6.8.22～H6.8.31）し、23,346世帯に影響。 ・広報活動、大口・公共制限及び水源変更を実施。
高浜市	・最大8時間の断水を実施（H6.7.14～H6.8.31）し、約13,000世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
阿久比町	・最大18時間の断水を実施（H6.8.17～H6.8.20）し、6,757世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
東浦町	・最大12時間の断水を実施（H6.8.21～H6.8.31）し、約12,000世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
南知多町	・最大18時間の断水を実施（H6.8.11～H6.8.19）し、約5,700世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限の実施並びに給水車の出動。
美浜町	・最大18時間の断水を実施（H6.8.15～H6.8.31）し、7,868世帯に影響。 ・給水車出動。
武豊町	・最大20時間の断水を実施（H6.8.17～H6.8.20）し、11,699世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
豊明市（愛知中部水道企業団）	・最大12時間の断水を実施（H6.8.22～H6.8.31）し、21,220世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
日進市（愛知中部水道企業団）	・最大12時間の断水を実施（H6.8.22～H6.8.31）し、17,880世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
東郷町（愛知中部水道企業団）	・最大12時間の断水を実施（H6.8.22～H6.8.31）し、約9,800世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
長久手町（愛知中部水道企業団）	・最大12時間の断水を実施（H6.8.22～H6.8.31）し、12,570世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※2	・広報活動を実施。

H7.6.22 ～ H8.3.18 (210日間)	木曾川	牧尾ダム	22	愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※5	・広報活動及び水源変更を実施。
				春日井市	・減圧給水を実施（H7.12.20～H8.3.12）し、580世帯に影響。 ・広報活動を実施。
				東海市	・最大20%の減圧給水を実施（H8.1.14～H8.3.12）し、約3,600世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
				阿久比町	・広報活動及び大口・公共制限を実施。
				豊明市（愛知中部水道企業団）	・最大21%の減圧給水を実施（H8.1.17～H8.3.12）し、21,870世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
				日進市（愛知中部水道企業団）	・最大21%の減圧給水を実施（H8.1.17～H8.3.12）し、19,430世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
				東郷町（愛知中部水道企業団）	・最大21%の減圧給水を実施（H8.1.17～H8.3.12）し、10,040世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
				長久手町（愛知中部水道企業団）	・最大21%の減圧給水を実施（H8.1.17～H8.3.12）し、13,030世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
H7.8.25 ～ H8.3.18 (207日間)	木曾川	岩屋ダム	25	可茂上水道用水供給事業（岐阜県） ※10	・広報活動を実施。
				御嵩町	・広報活動及び大口・公共制限を実施。
				美濃加茂市、可児市、坂祝町、高加町及び兼山町	・広報活動を実施。
			愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※7	春日井市	・減圧給水を実施（H7.12.20～H8.3.12）し、約3,800世帯に影響。 ・広報活動を実施。
				津島市	・最大10%の減圧給水を実施（H7.9.12～H8.3.12）。 ・広報活動を実施。
				岩倉市	・最大17%の減圧給水を実施（H7.9.10～H8.3.12）し、約9,800世帯に影響。 ・広報活動及び水源変更を実施。
				清洲町	・最大13%の減圧給水を実施（H7.8.26～H7.10.5）し、6,465世帯に影響。
				八開村	・最大10%の減圧給水を実施（H7.9.10～H8.3.12）し、1,303世帯に影響。 ・広報活動を実施。
				佐織町	・広報活動を実施
				稲沢市（稲沢中島広域事務組合）	・最大5%の減圧給水を実施（H8.1.16～H8.3.12）し、35,526世帯に影響。 ・広報活動を実施。
祖父江町（稲沢中島広域事務組合）	・最大5%の減圧給水を実施（H8.1.16～H8.3.12）し、7,358世帯に影響。 ・広報活動を実施。				

				平和町（稲沢中島広域事務組合）	・最大5%の減圧給水を実施（H8.1.16～H8.3.12）し、4,675世帯に影響。 ・広報活動を実施。
				佐屋町（海部南部水道企業団）	・最大4.4%の減圧給水を実施（H7.8.31～H7.11.13）し、約700世帯に影響。 ・広報活動を実施。
				立田村（海部南部水道企業団）	・最大4.4%の減圧給水を実施（H7.8.31～H7.11.13）し、約300世帯に影響。 ・広報活動を実施。
				名古屋市 ※8	・最大11%の減圧給水を実施（H7.9.10～H8.3.12）。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
				北中勢水道用水供給事業（三重県） ※9	・広報活動を実施。
				川越町	・広報活動を実施。
H7.9.10 ～ H8.3.18 (181日間)	木曾川	阿木川ダム	22	東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※11	・広報活動及び水源変更を実施。
				春日井市	・減圧給水を実施（H7.12.20～H8.3.12）し、580世帯に影響。 ・広報活動を実施。
				東海市	・最大20%の減圧給水を実施（H8.1.14～H8.3.12）し、約3,500世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
				阿久比町	・広報活動及び大口・公共制限を実施。
				豊明市（愛知中部水道企業団）	・最大21%の減圧給水を実施（H8.1.17～H8.3.12）し、21,870世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
				日進市（愛知中部水道企業団）	・最大21%の減圧給水を実施（H8.1.17～H8.3.12）し、14,430世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
				東郷町（愛知中部水道企業団）	・最大21%の減圧給水を実施（H8.1.17～H8.3.12）し、10,040世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
				長久手町（愛知中部水道企業団）	・最大21%の減圧給水を実施（H8.1.17～H8.3.12）し、13,030世帯に影響。 ・広報活動の実施及び給水車の出動。
H8.5.31 ～ H8.6.25 (26日間)	木曾川	牧尾ダム	20	東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※5	・広報活動を実施。
				東海市	・最大20%の減圧給水を実施（H8.6.13～H8.6.25）し、約3,500世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
				阿久比町	・広報活動及び大口・公共制限を実施。
				可茂上水道用水供給事業（岐阜県） ※10	・広報活動を実施。

H8.5.31 ～ H8.6.26 (27日間)	木曾川	岩屋ダム	10	富加町及び御嵩町	・広報活動を実施
				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※7	・広報活動を実施。
				名古屋市 ※8	・被害、影響等なし。
				北中勢水道用水供給事業（三重県） ※9	・広報活動を実施。
				川越町	・広報活動を実施。
H8.6.7 ～ H8.6.26 (21日間)	木曾川	阿木川ダム	10	東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※11	・広報活動を実施。
H8.8.14 ～ H8.8.18 (3日間)	木曾川	牧尾ダム	10	東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※5	・広報活動を実施。
				阿久比町	・広報活動を実施。
H8.8.14 ～ H8.8.29 (16日間)	木曾川	岩屋ダム	5	可茂上水道用水供給事業（岐阜県） ※10	・広報活動を実施。
				御嵩町	・広報活動を実施
				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※7	・広報活動を実施。
				名古屋市 ※8	・被害、影響等なし。
				北中勢水道用水供給事業（三重県） ※9	・広報活動を実施。
H9.6.24 ～ H9.6.30 (7日間)	木曾川	牧尾ダム	5	東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※5	・広報活動を実施。
H11.6.17 ～ H11.6.25 (9日間)	木曾川	牧尾ダム	5	東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※12	・広報活動及び水源変更を実施。
H12.5.30 ～ H12.6.28 (30日間)	木曾川	牧尾ダム	10	東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※2	・広報活動を実施。

				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※ 1 2	・広報活動及び水源変更を実施。
H12. 7. 27 ～ H12. 9. 12 (48日間)	木曾川	牧尾ダム	25	東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※ 2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※ 1 2	・広報活動及び水源変更を実施。
H12. 8. 7 ～ H12. 9. 12 (48日間)	木曾川	岩屋ダム	5	可茂上水道用水供給事業（岐阜県） ※ 1 0	・広報活動を実施。
				御嵩町	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※ 7	・広報活動を実施。
				名古屋市 ※ 8	・被害、影響等なし。
				北中勢水道用水供給事業（三重県） ※ 9	・広報活動を実施。
川越町	・広報活動を実施。				
H13. 5. 2 ～ H13. 6. 25 (55日間)	木曾川	牧尾ダム	20	東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※ 2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※ 1 2	・広報活動及び水源変更を実施。
H13. 5. 17 ～ H13. 6. 25 (40日間)	木曾川	岩屋ダム	20	可茂上水道用水供給事業（岐阜県） ※ 1 0	・広報活動を実施。
				御嵩町及び兼山町	・広報活動及び大口・公共制限を実施。
				可見市及び高加町	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※ 7	・広報活動及び水源変更を実施。
				八開村	・減圧給水を実施（H13. 5. 24～H13. 6. 21）し、1,227世帯に影響。 ・広報活動を実施。
				名古屋市 ※ 8	・被害、影響等なし。
北中勢水道用水供給事業（三重県） ※ 9	・広報活動を実施。				
川越町	・広報活動を実施。				
H13. 7. 23 ～ H13. 10. 18 (88日間)	木曾川	牧尾ダム	17	東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※ 2	・広報活動を実施。

				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※12	・広報活動及び水源変更を実施。
H14.6.25 ～ H14.7.15 (21日間)	木曾川	牧尾ダム	5	東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※12	・広報活動及び水源変更を実施。
H14.8.16 ～ H14.10.7 (53日間)	木曾川	牧尾ダム	20	東濃上水道用水供給事業（岐阜県） ※2	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※12	・広報活動及び水源変更を実施。
H14.9.11 ～ H14.10.3 (23日間)	木曾川	岩屋ダム	5	可茂上水道用水供給事業（岐阜県） ※10	・広報活動を実施。
				御嵩町	・広報活動を実施。
				愛知県水道用水供給事業（愛知県） ※7	・広報活動を実施。
				名古屋市 ※8	・被害、影響等なし。
				北中勢水道用水供給事業（三重県） ※9	・広報活動を実施。
				川越町	・広報活動を実施。

被害、影響等の凡例

- 断水：水道の需要者に対する給水の停止
- 減圧給水：浄水場及び配水池からの給水圧力の減少
- 送水制限：水道用水供給事業者から構成団体への送水量の制限
- 広報活動：防災無線、ヘリコプター、折込広告、垂幕等による節水の広報活動
- 大口・公共制限：工場等大口需要者、官公庁等公共機関に対する何らかの給水制限
- 配水区替：配水区域の調整
- 水源変更：地下水、用水供給受水量の増加等の対策
- 給水車出動：給水車による給水、給水ポイントの設置等の対策

(注)

利水者名の欄に水道用水供給事業者とともに記載している市町村は、当該取水制限により何らかの被害、影響等があったものである。

※1 当該事業から牧尾ダムに係る水を受水していた市町村は、名古屋市（西枇杷島町、師勝町（一部）、新川町、甚目寺町及び大治町を給水区域に含む。）、瀬戸市、半田市、春日井市、刈谷市、常滑市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、高浜市、豊明市、日進市、東郷町、長久手町、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町及び三好町である。

※2 当該事業から受水していた市町村は、多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市及び笠原町である。

※3 当該事業から牧尾ダムに係る水を受水していた市町村は、名古屋市（西枇杷島町、師勝町（一部）、新川町、甚目寺町及び大治町を給水区域に含む。）、瀬戸市、半田市、春日井市、刈谷市、常滑市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、高浜市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町及び愛知中部水道企業団（豊明市、日進市、東郷町、長久手町及び三好町）である。

※4 当該事業から岩屋ダムに係る水を受水していた市町村は、名古屋市（西枇杷島町、師勝町（一部）、新川町、甚目寺町及び大治町を給水区域に含む。）、S59.3.31までに限る。）、瀬戸市、半田市、春日井市、刈谷市、常滑市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、高浜市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町及び愛知中部水道企業団（豊明市、日進市、東郷町、長久手町及び三好町）である。

※5 当該事業から牧尾ダムに係る水を受水していた市町村は、瀬戸市、半田市、春日井市、刈谷市、常滑市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、高浜市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町及び愛知中部水道企業団（豊明市、日進市、東郷町、長久手町及び三好町）である。

※6 当該事業から受水していた市町村は、美濃加茂市、坂祝町、富加町及び川辺町である。

※7 当該事業から岩屋ダムに係る水を受水していた市町村及び組合は、一宮市、春日井市、津島市、大山市、江南市、尾西市、小牧市、岩倉市、春日町、清洲町、木曾川町、七宝町、美和町、蟹江町、八開村、佐織町、稲沢中島広域事務組合（稲沢市、祖父江町及び平和町）、西春日井部東部水道企業団（豊山町、師勝町及び西春町）、丹羽広域事務組合（大口町及び扶桑町）及び海部南部水道企業団（十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町及び立田村）である。

※8 名古屋市は西枇杷島町、師勝町（一部）、新川町、甚目寺町及び大治町を給水区域に含む。被害、影響等は全市町の合計である。

※9 当該事業から受水していた市町は、四日市市、桑名市、鈴鹿市、長島町、木曾岬町、桶町、朝日町及び川越町である。

※10 当該事業から受水していた市町は、美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、御富町及び兼山町である。

※11 当該事業から阿木川ダムに係る水を受水していた市町は、瀬戸市、半田市、春日井市、刈谷市、常滑市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、高浜市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町及び愛知中部水道企業団（豊明市、日進市、東郷町、長久手町及び三好町）である。

※12 当該事業から牧尾ダムに係る水を受水していた市町及びその組合は、瀬戸市、春日井市、刈谷市、東海市、大府市、尾張旭市、高浜市、武豊町及び愛知中部水道企業団（豊明市、日進市、東郷町、長久手町及び三好町）である。

別表第五 木曾川水系における工業用水の取水制限に伴う被害状況

期間	河川名	水源とする ダム名	最大取水 制限率 (%)	利水者名	被害、影響等
S48.3.26 ～ S48.4.16 (22日間)	木曾川	牧尾ダム	25	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見町営工業用水道（可見町）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
S48.6.16 ～ S48.9.10 (87日間)	木曾川	牧尾ダム	30	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見町営工業用水道（可見町）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
S52.7.19 ～ S52.8.18 (31日間)	木曾川	牧尾ダム	20	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見町営工業用水道（可見町）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
S52.11.5 ～ S52.11.18 (14日間)	木曾川	牧尾ダム	10	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見町営工業用水道（可見町）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
S53.6.8 ～ S53.6.22 (17日間)	木曾川	牧尾ダム	20	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見町営工業用水道（可見町）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
S53.9.1 ～ S53.9.19 (19日間)	木曾川	牧尾ダム	15	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見町営工業用水道（可見町）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
S54.6.27 ～ S54.6.29 (3日間)	木曾川	牧尾ダム	10	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見町営工業用水道（可見町）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
S57.7.6 ～ S57.8.1 (27日間)	木曾川	牧尾ダム	40	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼するとともに、被害、影響等の把握に努めた。 ・具体的な被害、影響等を記録した資料は保存されていない。
				可見町営工業用水道（可見町）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
S59.2.21 ～ S59.4.3 (43日間)	木曾川	牧尾ダム	20	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見町営工業用水道（可見町）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
S59.6.1 ～ S59.6.28 (28日間)	木曾川	牧尾ダム	30	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見町営工業用水道（可見町）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。

S59.8.13 ~ S60.3.13 (213日間)	木曾川	牧尾ダム	30	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見市自家用工業用水道（可見市）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
S61.9.3 ~ S62.1.24 (146日間)	木曾川	牧尾ダム	40	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見市自家用工業用水道（可見市）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
S61.10.23 ~ S62.1.19 (89日間)	木曾川	岩屋ダム	30	尾張工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				北伊勢工業用水道（三重県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
S62.7.14 ~ S62.7.16 (3日間)	木曾川	牧尾ダム	10	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見市自家用工業用水道（可見市）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
S62.9.12 ~ S63.3.17 (188日間)	木曾川	牧尾ダム	37	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼するとともに、被害、影響等の把握に努めた。 ・具体的な被害、影響等を記録した資料は保存されていない。
				可見市自家用工業用水道（可見市）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
S63.2.24 ~ S63.3.14 (20日間)	木曾川	岩屋ダム	5	尾張工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				北伊勢工業用水道（三重県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
H2.8.18 ~ H2.9.18 (32日間)	木曾川	牧尾ダム	20	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見市自家用工業用水道（可見市）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
H4.9.21 ~ H4.11.10 (51日間)	木曾川	牧尾ダム	20	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見市自家用工業用水道（可見市）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
H4.9.25 ~ H4.10.14 (22日間)	木曾川	岩屋ダム	5	尾張工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				北伊勢工業用水道（三重県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
H5.6.4 ~ H5.6.28 (25日間)	木曾川	牧尾ダム	20	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見市自家用工業用水道（可見市）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
H5.6.11 ~ H5.6.30 (20日間)	木曾川	岩屋ダム	15	尾張工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				北伊勢工業用水道（三重県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。

H6. 6. 1 ～ H6. 11. 13 (166日間)	木曾川	牧尾ダム	65	愛知用水工業用水道（愛知県） ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・68の給水先事業所に被害又は影響。 ・減産被害、湯水対策費等による被害額約114億3,000万円。 ・一部ライン停止、操業時間の短縮等を行った。 ・休止井戸の再利用、新規井戸の掘削、下水処理水の代替利用及びタンクローリー又はタンカーによる他地域からの水運搬を行った。
				可児市自家用工業用水道（可児市）	<ul style="list-style-type: none"> ・2の給水先事業所に被害又は影響。 ・別水源及び回収水の利用、薬品投入等の水質管理強化、配管工事及び休日振替出勤を行った。
H6. 6. 9 ～ H6. 11. 13 (158日間)	木曾川	岩屋ダム	65	尾張工業用水道（愛知県）	<ul style="list-style-type: none"> ・129の給水先事業所に被害又は影響。 ・減産被害、湯水対策費等による被害額約60億8,000万円。 ・一部ライン停止、操業時間の短縮等を行った。 ・回収水設備等の投資。
				北伊勢工業用水道（三重県）	<ul style="list-style-type: none"> ・67の給水先事業所に被害又は影響。 ・減産被害、湯水対策費等による被害額約150億円。 ・回収水設備等の投資及び生産調整を行った。
H6. 7. 11 ～ H6. 11. 13 (126日間)	木曾川	阿木川ダム	65	愛知用水工業用水道（愛知県） ※1	<ul style="list-style-type: none"> ・68の給水先事業所に被害又は影響。 ・減産被害、湯水対策費等による被害額約114億3,000万円。 ・一部ライン停止、操業時間の短縮等を行った。 ・休止井戸の再利用、新規井戸の掘削、下水処理水の代替利用及びタンクローリー又はタンカーによる他地域からの水運搬を行った。
H7. 8. 22 ～ H8. 3. 18 (210日間)	木曾川	牧尾ダム	44	愛知用水工業用水道（愛知県） ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可児市自家用工業用水道（可児市）	<ul style="list-style-type: none"> ・2の給水先事業所に被害又は影響。 ・別水源及び回収水の利用、薬品投入等の水質管理強化及び生産計画の変更を行った。
H7. 8. 25 ～ H8. 3. 18 (207日間)	木曾川	岩屋ダム	50	尾張工業用水道（愛知県）	<ul style="list-style-type: none"> ・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				北伊勢工業用水道（三重県）	<ul style="list-style-type: none"> ・38の給水先事業所に被害又は影響。 ・減産被害、湯水対策費等による被害額は約1億2,000万円。 ・回収水設備等の投資及び生産調整を行った。
H7. 9. 10 ～ H8. 3. 18 (191日間)	木曾川	阿木川ダム	44	愛知用水工業用水道（愛知県） ※2	<ul style="list-style-type: none"> ・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
H8. 5. 31 ～ H8. 6. 25 (26日間)	木曾川	牧尾ダム	20	愛知用水工業用水道（愛知県） ※3	<ul style="list-style-type: none"> ・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可児市自家用工業用水道（可児市）	<ul style="list-style-type: none"> ・2の給水先事業所に被害又は影響。 ・代替水源（可児川、地下水）の利用並びに雑用水の節水及び回収水の再利用を行った。
H8. 5. 31 ～ H8. 6. 26 (27日間)	木曾川	岩屋ダム	15	尾張工業用水道（愛知県）	<ul style="list-style-type: none"> ・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				北伊勢工業用水道（三重県）	<ul style="list-style-type: none"> ・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
H8. 6. 7 ～ H8. 6. 28 (22日間)	木曾川	阿木川ダム	20	愛知用水工業用水道（愛知県） ※3	<ul style="list-style-type: none"> ・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
H8. 8. 14 ～ H8. 8. 16 (3日間)	木曾川	牧尾ダム	10	愛知用水工業用水道（愛知県）	<ul style="list-style-type: none"> ・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可児市自家用工業用水道（可児市）	<ul style="list-style-type: none"> ・2の給水先事業所に被害又は影響。 ・代替水源（可児川、地下水）の利用並びに雑用水の節水及び回収水の再利用を行った。

H8.8.14 ～ H8.8.29 (16日間)	木曾川	岩屋ダム	10	尾張工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				北伊勢工業用水道（三重県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
H9.6.24 ～ H9.6.30 (7日間)	木曾川	牧尾ダム	10	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見市自家用工業用水道（可見市）	・2の給水先事業所に被害又は影響。 ・代替水源（可見川、地下水）の利用並びに雑用水の節水及び回収水の再利用を行った。
H11.6.17 ～ H11.6.25 (8日間)	木曾川	牧尾ダム	10	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見市自家用工業用水道（可見市）	・2の給水先事業所に被害又は影響。 ・代替水源（可見川、地下水）の利用並びに雑用水の節水及び回収水の再利用を行った。
H12.5.30 ～ H12.6.28 (30日間)	木曾川	牧尾ダム	20	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見市自家用工業用水道（可見市）	・2の給水先事業所に被害又は影響。 ・代替水源（可見川）を利用した。
H12.7.27 ～ H12.8.12 (46日間)	木曾川	牧尾ダム	50	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見市自家用工業用水道（可見市）	・2の給水先事業所に被害又は影響。 ・漏水対策等による被害額約1,400万円。 ・代替水源（可見川、地下水）の利用及び生産調整を行った。
H12.9.7 ～ H12.9.12 (6日間)	木曾川	岩屋ダム	10	尾張工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可茂工業用水道（岐阜県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				北伊勢工業用水道（三重県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
H13.5.2 ～ H13.6.25 (55日間)	木曾川	牧尾ダム	40	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見市自家用工業用水道（可見市）	・2の給水先事業所に被害又は影響。 ・代替水源（可見川）を利用した。
H13.5.17 ～ H13.6.25 (40日間)	木曾川	岩屋ダム	40	尾張工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可茂工業用水道（岐阜県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				北伊勢工業用水道（三重県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
H13.7.23 ～ H13.10.18 (88日間)	木曾川	牧尾ダム	35	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見市自家用工業用水道（可見市）	・2の給水先事業所に被害又は影響。 ・代替水源（可見川）を利用した。

H14.6.25 ～ H14.7.15 (21日間)	木曾川	牧尾ダム	10	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見市自家用工業用水道（可見市）	・2の給水先事業所に被害又は影響。 ・代替水源（可見川）を利用した。
H14.8.16 ～ H14.10.7 (53日間)	木曾川	牧尾ダム	40	愛知用水工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可見市自家用工業用水道（可見市）	・2の給水先事業所に被害又は影響。 ・代替水源（可見川）を利用した。
H14.8.11 ～ H14.10.3 (23日間)	木曾川	岩屋ダム	10	尾張工業用水道（愛知県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				可茂工業用水道（岐阜県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。
				北伊勢工業用水道（三重県）	・各給水先事業所に節水協力を依頼。 ・具体的な被害、影響等は、当時調査を実施していなかったため不明。

被害、影響等の凡例

節水協力：各給水先事業所への給水量を減らすことで取水制限に対応。

減産被害：取水制限等により操業を縮小したことによる被害で、操業時間の短縮による生産減、一部の操業ライン停止等が挙げられる。

治水対策費：取水制限等による用水不足を代替水源に求めた費用や回収率向上のための設備投資等がある。

注) ※1～※3において、愛知県工業用水道事業は牧尾ダムと阿木川ダムの双方を水源としており、ダム別の供給先が明確に区分できないことから、それぞれの被害、影響等は重複した内容を記載している。

別表第六 木曾川水系における農業用水の取水制限に伴う被害状況

期間	河川名	水源とする ダム名	最大取水 制限率 (%)	利水者名	被害、影響等
S48. 6. 16 ～ S48. 9. 10 (87日間)	木曾川	牧尾ダム	30	愛知用waters地改良区	・対象面積14,997haにおいて用水の減。 ・愛知県全域で1,113,865千円の干害被害。 ・配水調整等に伴い管理経費の増大。 ・土地改良区が節水に対する理解を得るための呼びかけを実施。
S52. 7. 19 ～ S52. 8. 18 (31日間)	木曾川	牧尾ダム	20	愛知用waters地改良区	・対象面積14,997haにおいて用水の減。
S52. 11. 5 ～ S52. 11. 18 (14日間)	木曾川	牧尾ダム	10	愛知用waters地改良区	・対象面積14,997haにおいて用水の減。
S53. 6. 6 ～ S53. 6. 22 (17日間)	木曾川	牧尾ダム	15	愛知用waters地改良区	・対象面積14,997haにおいて用水の減。
S53. 9. 1 ～ S53. 9. 19 (19日間)	木曾川	牧尾ダム	10	愛知用waters地改良区	・対象面積14,997haにおいて用水の減。
S54. 6. 27 ～ S54. 6. 29 (3日間)	木曾川	牧尾ダム	10	愛知用waters地改良区	・対象面積14,997haにおいて用水の減。
S57. 7. 6 ～ S57. 8. 1 (27日間)	木曾川	牧尾ダム	40	愛知用waters地改良区	・対象面積14,997haにおいて用水の減。
S59. 2. 21 ～ S59. 4. 3 (43日間)	木曾川	牧尾ダム	20	愛知用waters地改良区	・対象面積14,997haにおいて用水の減。
S59. 6. 1 ～ S59. 6. 28 (28日間)	木曾川	牧尾ダム	30	愛知用waters地改良区	・対象面積14,997haにおいて用水の減。
S59. 8. 13 ～ S60. 3. 13 (213日間)	木曾川	牧尾ダム	30	愛知用waters地改良区	・対象面積14,997haにおいて用水の減。
S61. 9. 3 ～ S62. 1. 26 (146日間)	木曾川	牧尾ダム	40	愛知用waters地改良区	・対象面積14,997haにおいて用水の減。 ・頻繁な配水調整等による作業量等の増大。 ・土地改良区が農家に対するピラ配り及び節水に対する理解を得るための呼びかけを実施。
S61. 10. 23 ～ S62. 1. 19 (89日間)	木曾川	岩屋ダム	30	木曾川右岸用waters地改良区連合	・対象面積3,533haにおいて用水の減。 ・土地改良区がたれ幕掲示、立看板掲示、ポスター掲示及びピラ配りを実施。
S62. 7. 14 ～ S62. 7. 16 (3日間)	木曾川	牧尾ダム	10	愛知用waters地改良区	・対象面積14,997haにおいて用水の減。
S62. 9. 12 ～ S63. 3. 17 (188日間)	木曾川	牧尾ダム	37	愛知用waters地改良区	・対象面積14,997haにおいて用水の減。
S63. 2. 26 ～ S63. 3. 16 (20日間)	木曾川	岩屋ダム	5	木曾川右岸用waters地改良区連合	・対象面積3,533haにおいて用水の減。
H2. 8. 18 ～ H2. 9. 18 (32日間)	木曾川	牧尾ダム	20	愛知用waters地改良区	・対象面積14,997haにおいて用水の減。
H4. 9. 21 ～ H4. 11. 10 (51日間)	木曾川	牧尾ダム	20	愛知用waters地改良区	・対象面積14,997haにおいて用水の減。
H4. 9. 25 ～ H4. 10. 16 (22日間)	木曾川	岩屋ダム	5	木曾川右岸用waters地改良区連合	・対象面積3,533haにおいて用水の減。
H5. 6. 4 ～ H5. 6. 28 (25日間)	木曾川	牧尾ダム	20	愛知用waters地改良区	・対象面積14,997haにおいて用水の減。

H5.6.11 ~ H5.6.30 (20日間)	木曾川	岩屋ダム	15	木曾川右岸用水土地改良区連合	・対象面積3,533haにおいて用水の減。
H6.4.1 ~ H6.11.13 (166日間)	木曾川	牧尾ダム	65	愛知用水土地改良区	・対象面積14,897haにおいて用水の減。 ・愛知県全域で621,828千円の干害被害。 ・2日通水4日断水の輪番かんがいの実施に伴う操作要員の増員、水路見回り要員の増員、漏水防止等水路管理労力及び経費の増大並びに応急ポンプの購入。 ・土地改良区が立看板掲示、ピラ配り及び広報誌掲示を実施。
H6.4.8 ~ H6.11.13 (158日間)	木曾川	岩屋ダム	65	木曾川右岸用水土地改良区連合	・対象面積3,533haにおいて用水の減。 ・岐阜県全域で1,642,657千円の干害被害。 ・3日通水4日断水の輪番かんがいの実施、排水路等からの揚水等に伴う水路管理労力及び経費の増大。 ・土地改良区が垂れ幕掲示、立看板掲示、広報車による広報、ピラ配り及びポスター掲示を実施。
H6.7.18 ~ H6.9.19 (64日間)	揖斐川	横山ダム	70	西濃用水土地改良区連合	・対象面積7,080haにおいて用水の減。 ・岐阜県全域で1,642,657千円の干害被害。 ・土地改良区が節水に対する理解を得るための呼びかけを実施。
H7.8.19 ~ H7.9.4 (17日間)	揖斐川	横山ダム	60	西濃用水土地改良区連合	・対象面積7,080haにおいて用水の減。 ・岐阜県全域で445,250千円の干害被害。 ・土地改良区が節水に対する理解を得るための呼びかけを実施。
H7.8.22 ~ H8.3.18 (210日間)	木曾川	牧尾ダム	44	愛知用水土地改良区	・対象面積14,897haにおいて用水の減。 ・愛知県全域で1,633千円の干害被害。 ・4日通水2日断水の輪番かんがいの実施に伴う水路管理労力及び経費の増大。 ・土地改良区が立看板掲示を実施。
H7.8.25 ~ H8.3.18 (207日間)	木曾川	岩屋ダム	50	木曾川右岸用水土地改良区連合	・対象面積3,533haにおいて用水の減。 ・岐阜県全域で445,250千円の干害被害。 ・2日通水4日断水の輪番かんがいの実施に伴う水路管理労力及び経費の増大。 ・土地改良区が立看板掲示、ピラ配り、ポスター掲示及びバルブ調整を実施。
H8.5.31 ~ H8.6.25 (24日間)	木曾川	牧尾ダム	20	愛知用水土地改良区	・対象面積14,897haにおいて用水の減。 ・土地改良区が農家に対して節水協力のピラ配りを実施。
H8.5.31 ~ H8.6.26 (27日間)	木曾川	岩屋ダム	15	木曾川右岸用水土地改良区連合	・対象面積3,533haにおいて用水の減。
H8.8.14 ~ H8.8.14 (3日間)	木曾川	牧尾ダム	10	愛知用水土地改良区	・対象面積14,897haにおいて用水の減。 ・土地改良区が農家に対して節水協力のピラ配りを実施。
H8.8.14 ~ H8.8.29 (14日間)	木曾川	岩屋ダム	10	木曾川右岸用水土地改良区連合	・対象面積3,533haにおいて用水の減。
H8.8.13 ~ H8.8.15 (3日間)	揖斐川	横山ダム	45	西濃用水土地改良区連合	・対象面積7,080haにおいて用水の減。
H9.6.24 ~ H9.6.30 (7日間)	木曾川	牧尾ダム	10	愛知用水土地改良区	・対象面積14,897haにおいて用水の減。 ・土地改良区が農家に対して節水協力のピラ配りを実施。
H11.6.17 ~ H11.6.25 (9日間)	木曾川	牧尾ダム	10	愛知用水土地改良区	・対象面積15,040haにおいて用水の減。 ・土地改良区が農家に対して節水協力のピラ配りを実施。
H12.5.30 ~ H12.6.28 (30日間)	木曾川	牧尾ダム	20	愛知用水土地改良区	・対象面積15,040haにおいて用水の減。 ・土地改良区が農家に対して節水協力のピラ配りを実施。
H12.7.27 ~ H12.9.12 (48日間)	木曾川	牧尾ダム	65	愛知用水土地改良区	・対象面積15,040haにおいて用水の減。 ・通水時間の短縮及び2日通水4日断水の輪番かんがいの実施に伴う水路管理労力及び経費の増大。 ・土地改良区がピラ配りを実施。
H12.8.7 ~ H12.8.12 (6日間)	木曾川	岩屋ダム	10	木曾川右岸用水土地改良区連合	・対象面積3,385haにおいて用水の減。
H13.5.2 ~ H13.6.26 (55日間)	木曾川	牧尾ダム	40	愛知用水土地改良区	・対象面積15,040haにおいて用水の減。 ・愛知県全域で5,212千円の干害被害。 ・土地改良区が節水協力依頼文書の送付、通水時間の短縮、隔日通水並びに水路及びため池巡視の強化を実施。

H13.5.17 ~ H13.6.25 (40日間)	木曾川	岩屋ダム	40	木曾川右岸用土地利用改良区連合	・対象面積3,385haにおいて用水の減。 ・土地改良区が広報車による広報及び給水栓等バルブ調整を実施。
H13.7.23 ~ H13.10.18 (88日間)	木曾川	牧尾ダム	35	愛知用土地利用改良区	・対象面積15,040haにおいて用水の減。 ・愛知県全域で5,212千円の干害被害。 ・土地改良区が節水協力依頼文書の送付、通水時間の短縮、隔日通水並びに水路及びため池巡視の強化を実施。
H14.6.26 ~ H14.7.15 (21日間)	木曾川	牧尾ダム	10	愛知用土地利用改良区	・対象面積15,040haにおいて用水の減。
H14.8.16 ~ H14.10.7 (53日間)	木曾川	牧尾ダム	40	愛知用土地利用改良区	・対象面積15,040haにおいて用水の減。 ・土地改良区が節水協力依頼文書の送付及び通水時間の短縮を実施。
H14.9.9 ~ H14.9.18 (10日間)	揖斐川	横山ダム	44	西濃用土地利用改良区連合	・対象面積7,080haにおいて用水の減。
H14.9.11 ~ H14.10.3 (23日間)	木曾川	岩屋ダム	10	木曾川右岸用土地利用改良区連合	・対象面積3,385haにおいて用水の減。

注) 水系ごとの個別の取水制限に伴う農作物被害額が把握できないため、県全体の年間の干害被害額（水不足及び高温による農作物被害額）を記載している。

別表第七 昭和34年8月の洪水の際に被害のあった市町村ごとの被害状況

区分 市町村名	住家り災総数	住家の被害の内訳				
	戸数	全壊（焼）	流失	半壊（焼）	床上浸水	床下浸水
		戸数	戸数	戸数	戸数	戸数
養老町	2,167	33	17	1,538	23	556
南濃町	240	4		43	145	48
大垣市	3,019				114	2,905
平田町	30					30
上石津村	530			2	58	470
垂井町	701				4	697
赤坂町	500					500
関ヶ原町	149				16	133
神戸町	210					210
輪之内町	55			11	24	20
揖斐川町	340				40	300
横蔵村	14					14
谷汲村	15					15
大野町	30				5	25
川合村	10				3	7
池田町	150					150
春日村	25			4	8	13
久瀬村	31			1		30
藤橋村	6					6
坂内村	221	1		2	18	200
徳山村	14		5	1	8	

注) 昭和34・35・36年連年災害復興誌（昭和40年岐阜県）より揖斐川流域市町村について集計。

別表第八 昭和34年9月の洪水の際に被害のあった市町村ごとの被害状況

区分 市町村名	住家り災総数 戸数	住家の被害の内訳				
		全壊	流失	半壊	床上浸水	床下浸水
		戸数	戸数	戸数	戸数	戸数
大垣市	1,550	58		312	17	1,163
海津町	146	21		125		
平田町	25	5		20		
南濃町	275	19		78	90	88
養老町	1,847	33	8	1,446	10	350
上石津村	302	3		15	24	260
垂井町	92	3		1		88
赤坂町	218	9		34		175
関ヶ原町	173	4		15		154
神戸町	122	17		25		80
輪之内町	76	52		24		
安八村	90	20		70		
墨俣町	52	4		18		30
揖斐川町	46	5		24		17
横蔵村	4			4		
谷汲村	31	4		10	2	15
大野町	21	6		15		
川合村	8	2		3	3	
池田町	10	5		5		
春日村	85	7	17	39	18	4
久瀬村	17			14		3
藤橋村	13			1	4	8
坂内村	268	8	10	9	31	210
徳山村	8				8	
本巣村	49	5		29		15
巣南村	70	11		34		25
真正村	167	43		118		6
糸貫村	116	21		95		
根尾村	22		1		1	20

注) 昭和34・35・36年連年災害復興誌(昭和40年岐阜県)より揖斐川流域市町村について集計。

別表第九 昭和36年9月の洪水の際に被害のあった市町村ごとの被害状況

区分 市町村名	住家り災総数	住家の被害の内訳				
	戸数	全壊	流失	半壊	床上浸水	床下浸水
		戸数	戸数	戸数	戸数	戸数
大垣市	2,580	28		486	155	1,911
養老町	261	16		242	3	
輪之内町	49			42	5	2
安八町	45	4		41		
春日村	88	15		73		
藤橋村	58	14		37		7
坂内村	59	5		49		5
巢南村	45	4		41		
根尾村	89	12	1	66	2	8

注) 昭和34・35・36年連年災害復興誌(昭和40年岐阜県)より揖斐川流域市町村について集計。

別表第十 昭和51年9月の洪水の際に被害のあった市町村ごとの被害状況

都道府県名 異常気象名 (水害発生年月日)	水系・沿岸名	河川・海岸等名	市 区 町村名	水害原因	被 害 家 屋 棟 数 (棟)				
					床下浸水	床上浸水	半壊	全壊流失	計
岐阜県 台風17号と豪雨 (9.7~9.14)	木曾川	掛斐川	海津町	その他	11	5	0	0	16
	"	糸貫川	糸貫町	無堤部浸水	0	2	0	0	2
	"	色目川	養老町	内水	59	23	0	0	82
	"	大谷川	大垣市	有堤部溢水、内水	829	604	0	0	1,433
	"	小畑川	養老町	内水、その他	26	11	0	0	37
	"	桂川	掛斐川町	無堤部浸水	0	26	0	0	26
	"	金草川	養老町	内水、その他	86	19	0	0	105
	"	杭瀬川	大垣市	有堤部溢水、内水	2,930	640	0	0	3,570
	"	杭瀬川	養老町	内水	6	1	0	0	7
	"	五三川	養老町	内水	9	1	0	0	10
	"	五六川	巣南町	有堤部溢水、内水	39	57	0	0	96
	"	犀川	巣南町	有堤部溢水、内水	277	181	0	0	458
	"	犀川	真正町	内水、有堤部溢水	63	2	0	0	65
	"	水門川	大垣市	有堤部溢水、内水	5,645	3,156	0	0	8,801
	"	水門川	輪之内町	有堤部溢水	2	0	0	0	2
	"	長護寺川	巣南町	無堤部浸水	19	1	0	0	20
	"	津屋川	南濃町	無堤部浸水、内水	89	24	0	0	113
	"	津屋川	養老町	無堤部浸水	21	9	0	0	30
	"	天王川	糸貫町	無堤部浸水	10	0	0	0	10
	"	泥川	養老町	内水、無堤部浸水	17	4	0	0	21
	"	泥川	垂井町	内水	43	2	0	0	45
	"	長良川	海津町	その他	0	0	2	0	2
	"	長良川	輪之内町	破堤	0	9	0	0	9
	"	長良川	安八町	破堤	811	3,288	84	0	4,183
	"	長良川	聖保町	破堤	410	2,267	0	0	2,677
	"	平野井川	神戸町	無堤部浸水	96	1	0	0	97
	"	府内川	谷汲村	有堤部溢水	3	0	0	0	3
	"	牧田川	養老町	内水、洗掘・流失	12	0	2	0	14
	"	牧田川	輪之内町	内水	15	0	0	0	15
	"	政田川	巣南町	無堤部浸水	44	20	0	0	64
	"	政田川	真正町	内水、有堤部溢水	137	1	0	0	138
	"	政田川	糸貫町	無堤部浸水	15	0	0	0	15
	"	政田川	糸貫町	無堤部浸水	5	0	0	0	5
	"	山除川	南濃町	有堤部溢水、内水	45	14	0	0	59
	"	池田排水路	池田町	無堤部浸水	26	0	0	0	26
	"	池野市街地排水路	池田町	内水	119	0	0	0	119
	"	市橋地区	池田町	内水	10	0	0	0	10
	"	上野河戸地区	南濃町	内水、無堤部浸水	8	0	0	0	8
	"	金谷用水	本巣町	有堤部溢水	64	115	0	0	179
	"	上新村地区	本巣町	内水	18	1	0	0	19
	"	金原谷川	本巣町	無堤部浸水	1	0	0	0	1
	"	神海地区	本巣町	内水	4	1	0	0	5
	"	神戸地区	神戸町	無堤部浸水	31	0	0	0	31
	"	清水地区	真正町	内水	15	0	0	0	15
	"	下新村地区	本巣町	内水	30	0	0	0	30
	"	寺川	真正町	内水、有堤部溢水	28	1	0	0	29
	"	寺川	糸貫町	無堤部浸水	33	0	0	0	33
	"	中江川排水路	輪之内町	内水	0	10	0	0	10
	"	中川	垂井町	内水	4	0	0	0	4
	"	中谷地区	本巣町	無堤部浸水	128	13	0	0	141
"	長除川	南濃町	内水、有堤部溢水	13	0	0	0	13	
"	橋下用水	糸貫町	無堤部浸水	1	0	0	0	1	
"	長谷川	糸貫町	無堤部浸水	17	0	0	0	17	
"	八幡川	糸貫町	無堤部浸水	11	0	0	0	11	
"	豊後川	巣南町	無堤部浸水	21	0	0	0	21	
"	宝珠地区	本巣町	無堤部浸水	52	0	0	0	52	
"	真桑用水	糸貫町	無堤部浸水	1	0	0	0	1	

木曾川	馬伏川	真正町	内水、右堤部溢水	150	0	0	0	150
"	席田用水	本巣町	右堤部溢水	0	20	0	0	20
"	席田用水	糸貫町	無堤部浸水	5	0	0	0	5
"	大洞谷	谷汲村	無堤部浸水	2	0	0	0	2
"	川内地区	本巣町	内水	9	0	0	0	9
"	長谷川	本巣町	右堤部溢水、洗掘・流失、土石流	28	8	0	0	36
"	名札川	谷汲村	右堤部溢水	8	0	0	0	8
"	法林寺地区	本巣町	右堤部溢水	31	0	0	0	31
"	向野地区	本巣町	内水	4	0	0	0	4
	上保地区	糸貫町	地すべり	11	0	1	1	13
	赤石地区	谷汲村	内水	4	0	0	0	4
	綾戸地区	垂井町	内水	14	0	0	0	14
	市之尾地区	垂井町	地すべり	3	0	0	0	3
	一之瀬地区	上石津町	内水	3	0	0	0	3
	梅谷地区	垂井町	地すべり	3	0	0	0	3
	沖野地区	谷汲村	内水	3	0	0	0	3
	北方地区	揖斐川町	内水	13	5	0	0	18
	幸和地区	垂井町	内水	18	0	0	0	18
	駒引地区	垂井町	内水	5	0	0	0	5
	御所地区	垂井町	内水	9	0	0	0	9
	栄町地区	揖斐川町	内水	3	4	0	0	7
	清水地区	垂井町	内水	2	0	0	0	2
	下神原地区	谷汲村	内水	1	1	0	0	5

注) 昭和51年水害統計(昭和53年3月建設省河川局)より揖斐川流域市町村について集計。

別表第十一 平成2年9月の洪水の際に被害のあった市町村ごとの被害状況

都道府県名 異常気象名 (水害発生年月日)	水系・沿岸名	河川・海岸等名	市 区 町村名	水害原因	被 災 家 屋 棟 数 (棟)				
					床下浸水	床上浸水	半壊	全壊流失	計
岐阜 豪雨、台風19号 (9.11~9.20)	木曾川	犀川	奥南町	内水	2	0	0	0	2
			真正町	内水、無堤部浸水	2	0	0	0	2
			真正町	内水、無堤部浸水	1	0	0	0	1
			本巣町	有堤部溢水	17	0	0	0	17
			大垣市	内水	29	1	0	0	30
			大垣市	内水	8	0	0	0	8
			大垣市	内水	29	0	0	0	29
			大垣市	内水	9	0	0	0	9
			大垣市	内水	11	0	0	0	11
			大垣市	内水	5	0	0	0	5
			大垣市	内水	18	0	0	0	18
			大垣市	内水	16	0	0	0	16
			大垣市	内水	4	34	0	0	38
			大垣市	内水	1	0	0	0	1
			大垣市	内水	5	12	0	0	17
			大垣市	内水	1	0	0	0	1
			大垣市	内水	1	1	0	0	2
			奥南町	無堤部浸水	1	0	0	0	1
			神戸町	内水、無堤部浸水	1	0	1	0	2
			大垣市	内水	311	59	0	0	370
			大垣市	内水	2	4	0	0	6
			大垣市	内水	22	0	0	0	22
			大垣市	内水	49	97	0	0	146
			大垣市	内水	27	0	0	0	27
			大垣市	内水	28	2	0	0	30
			大垣市	内水	17	0	0	0	17
			大垣市	内水	1	0	0	0	1
			春日村	土石流	0	0	1	1	2
			春日村	土石流	0	0	0	2	2
			本巣町	内水	2	0	0	0	2
			大垣市	内水	5	0	0	0	5
			本巣町	有堤部溢水	4	0	0	0	4
			本巣町	有堤部溢水	1	0	0	0	1
			大垣市	内水	10	0	0	0	10
			大垣市	内水	6	0	0	0	6
			大垣市	内水	12	0	0	0	12
			糸貫町	内水	5	0	0	0	5
			糸貫町	内水	1	0	0	0	1
			糸貫町	内水	3	0	0	1	4
			糸貫町	内水	2	0	0	0	2
			大垣市	内水	9	0	0	0	9
			大垣市	内水	6	0	0	0	6
			大垣市	内水	1	0	0	0	1
			大垣市	内水	9	0	0	0	9
			大垣市	内水	3	0	0	0	3
			大垣市	内水	16	0	0	0	16
			大垣市	内水	21	0	0	0	21
			大垣市	内水	4	0	0	0	4
			大垣市	内水	3	0	0	0	3
			大垣市	内水	16	1	0	0	17
大垣市	内水	1	0	0	0	1			
大垣市	内水	1	0	0	0	1			
大垣市	内水	15	0	0	0	15			
大垣市	内水	6	1	0	0	7			
大垣市	内水	2	0	0	0	2			

木曾川	新長沢町地区	大垣市	内水	3	0	0	0	3
"	今町地区	大垣市	内水	30	0	0	0	30
"	寺内町地区	大垣市	内水	29	0	0	0	29
"	綾野地区	大垣市	内水	1	0	0	0	1
"	上面地区	大垣市	内水	2	0	0	0	2
"	青柳町地区	大垣市	内水	8	0	0	0	8
"	荒尾町地区	大垣市	内水	14	0	0	0	14
"	鶴見町地区	大垣市	内水	3	0	0	0	3
"	外花地区	大垣市	内水	1	0	0	0	1
"	中川町地区	大垣市	内水	16	0	0	0	16
"	中野町地区	大垣市	内水	4	0	0	0	4
"	赤坂町地区	大垣市	内水	17	0	0	0	17
"	禾森町地区	大垣市	内水	8	0	0	0	8

注) 平成2年水害統計(平成4年2月建設省河川局)より揖斐川流域市町村について集計。

別表第十二 平成10年10月の洪水の際に被害のあった町村ごとの被害状況

都道府県名 異常気象名 (水害発生年月日)	水系・沿岸名	河川・海岸名	市区町村名	公共土木施設			合計
				河川	砂防	道路	
岐阜 豪雨及び台風10号 (10.13～10.16)	木曾川	木曾川下流	海津郡 海津町	410,961			410,961
		木曾川上流	揖斐郡 池田町	192,102			192,102
		能郷谷川	本巣郡 根尾村	12,134			12,134
		根尾川	揖斐郡 谷汲村	4,399			4,399
		牧田川	養老郡 上石津町	4,707			4,707
		牧田川	養老郡 上石津町	4,870			4,870
		牧田川	養老郡 上石津町	11,587			11,587
		牧田川	養老郡 上石津町	12,073			12,073
		牧田川	養老郡 上石津町	3,922			3,922
		牧田川	養老郡 上石津町	9,576			9,576
		牧田川	養老郡 上石津町	9,928			9,928
		大滝川	不破郡 垂井町	9,990			9,990
		岩手川	不破郡 垂井町	9,150			9,150
		根尾川	本巣郡 根尾村	9,100			9,100
		根尾川	本巣郡 根尾村	18,101			18,101
		根尾川	本巣郡 根尾村	19,346			19,346
		根尾川	本巣郡 根尾村	4,628			4,628
		粕川	揖斐郡 春日村	12,102			12,102
		木曾屋谷	揖斐郡 谷汲村		2,874		2,874
		能郷谷	本巣郡 根尾村		5,444		5,444
		西谷川	本巣郡 根尾村		40,237		40,237
		(大字時山)	養老郡 上石津町			9,041	9,041
		(大字時山)	養老郡 上石津町			5,191	5,191
		(大字時山)	養老郡 上石津町			2,342	2,342
		(大字時山)	養老郡 上石津町			5,619	5,619
		(大字六合)	揖斐郡 春日村			29,523	29,523
		(大字川合)	揖斐郡 春日村			45,130	45,130
		(大字川合)	揖斐郡 春日村			7,180	7,180
		(大字日坂)	揖斐郡 久瀬村			29,856	29,856
		(大字日坂)	揖斐郡 久瀬村			4,469	4,469
		(大字東横山)	揖斐郡 藤橋村			6,325	6,325
		(大字徳山)	揖斐郡 藤橋村			10,813	10,813
		(大字東横山)	揖斐郡 藤橋村			24,743	24,743
		(大字西横山)	揖斐郡 藤橋村			5,075	5,075
		(黒津)	本巣郡 根尾村			3,836	3,836
		(大河原)	本巣郡 根尾村			3,484	3,484
		(大河原)	本巣郡 根尾村			22,024	22,024
		(下大須)	本巣郡 根尾村			17,360	17,360
		(黒津)	本巣郡 根尾村			17,226	17,226
		(黒津)	本巣郡 根尾村			93,120	93,120
(越波)	本巣郡 根尾村			11,377	11,377		

注1) 表中の数字は被害額(千円)。

注2) 平成10年水害統計(平成12年1月建設省河川局)より揖斐川流域市町村について集計。

別表第十三 平成14年7月の洪水の際に被害のあった市町村ごとの被害状況

県名	市町村	浸水家屋数	
		床上浸水	床下浸水
岐阜県	本巣町	1	6
	巣南町		3
	根尾村	1	10
	大垣市	65	244
	垂井町	1	18
	関ヶ原町		4
	揖斐川町		5
	谷汲村	6	8
	池田町	30	101
	輪之内町		1
	養老町		1
	上石津町		2
	春日村		2
	久瀬村		4
	藤橋村		2

注1) 表中の浸水家屋数の単位は軒。

注2) 台風6号に関する状況報告(平成14年7月16日国土交通省中部地方整備局河川部)より揖斐川流域市町村について集計。

別表第十四 昭和51年9月の豪雨の際の万石地点の時間ごとの水位

年月日	時	水位(m)
昭和51年9月10日	20	9.14
	21	9.27
	22	9.60
	23	10.07
	24	10.59
昭和51年9月11日	1	11.16
	2	11.59
	3	11.83
	4	11.86
	5	11.69
	6	11.48
	7	11.22
	8	10.95
	9	10.71
	10	10.45
	11	10.22
	12	10.04
	13	9.88
	14	9.71
	15	9.59
	16	9.45
	17	9.38
	18	9.30
	19	9.20
	20	9.17
	21	9.20
	22	9.17
	23	9.10
	24	9.00

注1) 警戒水位を超えた期間について記載。

注2) 水位は、東京湾中等潮位で表示。

別表第十五 昭和51年9月の豪雨の際に徳山ダムによる洪水調節が行われたと仮定した場合の万石地点の時間ごとの水位

年月日	時	水位 (m)
昭和51年9月10日	20	8.18
	21	8.62
	22	9.20
	23	9.85
	24	10.48
昭和51年9月11日	1	11.03
	2	11.35
	3	11.43
	4	11.31
	5	11.06
	6	10.72
	7	10.34
	8	9.97
	9	9.64
	10	9.39
	11	9.20
	12	9.04
	13	8.90
	14	8.79
	15	8.71
	16	8.63
	17	8.55
	18	8.49
	19	8.45
	20	8.41
	21	8.34
	22	8.25
	23	8.13
	24	8.01

注1) 別表第十四で表示した期間について記載。

注2) 水位は、東京湾中等潮位で表示。

平成 14 年 11 月 18 日	江川・寺内ダム関係水利水 者会議	国土交通省九州地方整備 局筑後川工事事務所	要請者が要請先を訪問し要請に関する文 書を提出した。
平成 14 年 11 月 18 日	江川・寺内ダム関係水利水 者会議	国土交通省九州地方整備 局	要請者が要請先を訪問し要請に関する文 書を提出した。
平成 14 年 11 月 21 日	江川・寺内ダム関係水利水 者会議	国土交通省	要請者が要請先を訪問し要請に関する文 書を提出した。
平成 14 年 11 月 22 日	江川・寺内ダム関係水利水 者会議	水資源開発公団本社	要請者が要請先を訪問し要請に関する文 書を提出した。
平成 14 年 11 月 25 日	小石原川ダム建設推進筑 後川流域連合	水資源開発公団筑後川開 発局	要請者が要請先を訪問し要請に関する文 書を提出した。
平成 14 年 11 月 25 日	小石原川ダム建設推進筑 後川流域連合	国土交通省九州地方整備 局筑後川工事事務所	要請者が要請先を訪問し要請に関する文 書を提出した。
平成 14 年 11 月 25 日	小石原川ダム建設推進筑 後川流域連合	国土交通省九州地方整備 局	要請者が要請先を訪問し要請に関する文 書を提出した。
平成 14 年 11 月 26 日	小石原川ダム建設推進筑 後川流域連合	国土交通省	要請者が要請先を訪問し要請に関する文 書を提出した。
平成 14 年 11 月 28 日	小石原川ダム建設推進筑 後川流域連合	水資源開発公団本社	要請者が要請先を訪問し要請に関する文 書を提出した。

別表第十七 利水参加予定者を構成する市町等ごとの新規利水予定量及び水需要実績

市町等名	利水予定量(m ³ /日)	水需要実績(m ³ /日) (平成12年度)
久留米市	0	92,135
大川市	900	13,298
筑後市	6,000	11,148
大牟田市	0	50,978
八女市	2,200	3,967
城島町	100	4,272
大木町	1,500	3,026
三潞町	600	3,599
大和町	3,000	6,190
高田町	0	4,128
広川町	2,800	3,569
立花町	400	845
三井水道企業団 (小郡市、大刀洗町及び北野町)	10,900	16,307
甘木市	4,500	6,353
三輪町	1,300	224
夜須町	1,760	206
朝倉町	1,100	41
吉井町	3,740	492
田主丸町	4,370	733
浮羽町	2,000	363
黒木町	1,000	1,631
三橋町	2,500	1,060
山川町	1,000	354

注1)「水需要実績」とは、各市町等の水道事業及び専用水道の一最大給水量の合計である。

注2)「三井水道企業団」を構成する三市町ごとの内訳は不明である。

別表第十八 利水参加予定者が実施した取水制限の状況

期間	河川名	最大取水制限率 (%)	利水者名	被害、影響等
S61.2.5 ～ S61.2.15 (11日間)	筑後川	15	・福岡県南広域水道企業団 ※1	・広報活動を実施。
H4.12.3 ～ H5.2.16 (76日間)	筑後川	20	・福岡県南広域水道企業団 ※2	・最大20%の送水制限を実施 (H5.1.21～H5.2.16) し、5市5町1企業団に影響。 ・広報活動を実施。
H6.7.7 ～ H7.6.1 (330日間)	筑後川	40	・福岡県南広域水道企業団 ※3	・最大40%の送水制限を実施 (H6.8.25～H6.10.31) し、6市7町1企業団に影響。 ・広報活動を実施。
			大牟田市	・減圧給水を実施 (H6.8.23～H6.10.31) し、42,234世帯に影響。 ・広報活動、大口・公共制限及び配水区域を実施。
			久留米市	・最大30%の減圧給水を実施 (H6.7.23～H7.5.26) し、81,655世帯に影響。 ・広報活動及び配水区域を実施。
			柳川市	・最大36.5%の減圧給水を実施 (H6.8.25～H6.10.31) し、13,608世帯に影響。 ・広報活動及び水源変更を実施。
			八女市	・最大35.5%の減圧給水を実施 (H6.8.25～H6.10.31) し、1,700世帯に影響。 ・広報活動を実施。
			筑後市	・最大31%の減圧給水を実施 (H6.8.25～H6.10.31) し、8,179世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限の実施並びに給水車の出動。
			大川市	・最大28%の減圧給水を実施 (H6.8.25～H6.10.31) し、11,466世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
			城島町	・最大37.6%の減圧給水を実施 (H6.8.25～H6.10.31) し、3,698世帯に影響。 ・広報活動及び水源変更を実施。
			大木町	・最大30%の減圧給水を実施 (H6.8.25～H6.10.31) し、3,174世帯に影響。 ・広報活動を実施。
			三浦町	・減圧給水を実施 (H6.8.25～H6.10.31) し、3,768世帯に影響。 ・広報活動を実施。
			立花町	・最大35%の減圧給水を実施 (H6.8.25～H6.10.31) し、813世帯に影響。 ・広報活動を実施。
			広川町	・減圧給水を実施 (H6.8.25～H6.10.31) し、1,401世帯に影響。
			大和町	・減圧給水を実施 (H6.8.25～H6.10.31) し、4,307世帯に影響。 ・広報活動を実施。
			高田町	・最大20%の減圧給水を実施 (H6.8.25～H6.10.31) し、3,904世帯に影響。 ・広報活動を実施。
			小郡市 (三井水道企業団)	・減圧給水を実施 (H6.8.25～H6.10.31) し、9,374世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
			北野町 (三井水道企業団)	・減圧給水を実施 (H6.8.25～H6.10.31) し、2,950世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。
大井洗町 (三井水道企業団)	・減圧給水を実施 (H6.8.25～H6.10.31) し、483世帯に影響。 ・広報活動及び大口・公共制限を実施。			
久留米市 ※4	・最大30%の減圧給水を実施 (H6.7.23～H7.5.26) し、81,655世帯に影響。 ・広報活動及び配水区域を実施。			
H7.11.22 ～ H8.4.30 (161日間)	筑後川	20	・福岡県南広域水道企業団 ※3	・最大20%の送水制限を実施 (H7.12.12～H8.3.15) し、6市7町1企業団に影響。 ・広報活動を実施。

H11.1.15 ～ H11.6.26 (163日間)	筑後川	15	・福岡県南広域水道企業団 ※3	・広報活動を実施。
H14.8.10 ～ 継続中	筑後川	22	・福岡県南広域水道企業団 ※3	・広報活動を実施。

被害、影響等の凡例

減圧給水： 浄水場及び配水池からの給水圧力の減少

送水制限： 水道用水供給事業者から構成団体への送水量の制限

広報活動： 防災無線、ヘリコプター、折込広告、垂幕等による節水の広報活動

大口・公共制限： 工場等大口需要者、官公庁等公共機関に対する何らかの給水制限

配水区替： 配水区域の調整

水源変更： 地下水、用水供給受水量の増加等の対策

給水車出動： 給水車による給水、給水ポイントの設置等の対策

(注)

平成15年1月1日までのデータである。なお、昭和61年以前の取水制限の状況は不明である。

利水者名の欄に水道用水供給事業者とともに記載している市町又は企業団は、当該取水制限により何らかの被害、影響等があった団体である。

※1 当該事業から受水していた市町及びその組合は、久留米市、柳川市、筑後市、大川市、城島町、大木町、三潞町、大和町及び三井水道企業団（小都市、北野町及び大刀洗町）である。

※2 当該事業から受水していた市町及びその組合は、大牟田市、久留米市、柳川市、筑後市、大川市、城島町、大木町、三潞町、大和町、高田町及び三井水道企業団（小都市、北野町及び大刀洗町）である。

※3 当該事業から受水していた市町及びその組合は、大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、城島町、大木町、三潞町、立花町、広川町、大和町、高田町及び三井水道企業団（小都市、北野町及び大刀洗町）である。

※4 久留米市は筑後川に水利権を有しているため記載。被害、影響等は再掲。